

第10次三朝町総合計画

— 心豊かで“キラリ”と光る町 —



平成23年4月
鳥取県三朝町



はじめに

三朝町長 吉田秀光

三朝町では、新しいまちづくりの指針となる「第10次三朝町総合計画」を策定いたしました。

本町ではこれまで、総合計画に基づきながら、先人の方々のたゆまぬ努力と町民皆様の創意工夫によって、豊かな自然や恵まれた温泉、優れた地域資源等を継承しながら着実にまちづくりが進められてきました。

今後、向こう10年間の町政の指針となる総合計画では、「心豊かで“キラリ”と光る町」を将来像として掲げ、全ての町民が安心して暮らせ、地域を大切にしながら誇りを持って活躍していくことのできる町の実現を目指しています。

日々、めまぐるしく変化していく社会環境の中で、この構想の実現は容易ではありませんが、総合計画を基本に、将来像の実現に向けていくため、今後も町民皆様の積極的な町づくりへの参画とご協力をお願ひいたします。

そして最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました三朝町総合計画審議会委員の皆様、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました町民皆様をはじめ、関係各位に衷心より厚くお礼申し上げます。

平成23年4月

目 次

第1編 序 論

第1章 総合計画策定の方針

| | |
|-------------|---|
| 1. 計画策定の目的 | 1 |
| 2. 計画の役割と特徴 | 3 |
| 3. 計画の構成、期間 | 4 |

第2章 三朝町の概況

| | |
|-----------|---|
| 1. 地勢、産業 | 5 |
| 2. 人口と世帯数 | 6 |
| 3. 就業構造 | 7 |

第3章 町づくりの展望

| | |
|---------------------|----|
| 1. 踏まえるべき時代の潮流 | 8 |
| 2. 三朝町の将来に生かすべき地域資源 | 11 |
| 3. 三朝町の求められる将来像 | 13 |
| 4. 町づくりへの主要課題 | 15 |

第2編 基本構想

第1章 三朝町の将来像

| | |
|----------------|----|
| 1. 人口推計からみる町の姿 | 17 |
| 2. 地域資源からみる町の姿 | 19 |
| 3. 目指す将来像 | 21 |
| 4. 町づくりの基本理念 | 22 |

第2章 町づくりの基本目標と施策

| | |
|---------------------|----|
| 1. 町づくりの「基本目標」と「施策」 | 23 |
| 2. 施策の体系 | 27 |

第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

| | |
|---------------------|----|
| 1. 皆が“誇りをもって活躍できる”町 | 29 |
| 2. 皆が“安全で安心して暮らす”町 | 31 |
| 3. 皆が“主役で地域を大切にする”町 | 37 |
| 4. “連携による効率的な”町 | 40 |

第3編 基本計画

第1章 【はたらく】— 皆が“誇りをもって活躍できる”町

| | |
|------------|----|
| 1. 観光業の振興 | 41 |
| 2. 農林業の振興 | 43 |
| 3. 商工業の振興 | 45 |
| 4. 雇用対策の推進 | 47 |

第2章 【すむ】— 皆が“安全で安心して暮らす”町

| | |
|---------------------|----|
| 1. 子ども支援の充実 | 49 |
| 2. 教育の充実 | 51 |
| 3. 青少年の健全育成 | 53 |
| 4. 健康づくりの推進 | 55 |
| 5. 障がい者支援の充実 | 57 |
| 6. 高齢者支援の充実 | 59 |
| 7. 地域福祉の充実 | 61 |
| 8. 消防、防災の充実 | 63 |
| 9. 防犯、消費者、交通安全対策の充実 | 65 |
| 10. 道路、交通網の充実 | 67 |
| 11. 公共交通の確保 | 69 |
| 12. 上・下水道の安定確保 | 71 |
| 13. 定住の促進、住環境の整備 | 73 |

第3章 【かかわる】— 皆が“主役で地域を大切にする”町

| | |
|--------------------|----|
| 1. 活力ある地域づくりの推進 | 77 |
| 2. 協働の町づくりの推進 | 79 |
| 3. 人権の尊重 | 81 |
| 4. 男女共同参画社会の実現 | 83 |
| 5. 生涯学習の推進 | 85 |
| 6. スポーツ活動の推進 | 87 |
| 7. 文化の振興、文化財の保護・活用 | 89 |
| 8. 国際化、交流活動の推進 | 93 |
| 9. 環境保全、資源の活用 | 95 |

第4章 【つなげる】— “連携による効率的な”町

| | |
|-----------------|-----|
| 1. 情報化の推進 | 97 |
| 2. 計画的な自治体経営の推進 | 99 |
| 3. 広域連携の推進 | 101 |

第5章 基本計画における施策目標一覧表 103

資料編

| | |
|----------------|-----|
| 統計資料 | 105 |
| 諮詢、答申文 | 117 |
| 三朝町総合計画審議会委員名簿 | 119 |

第1編 序 論

第10次三朝町総合計画

第1章 総合計画策定の方針

第2章 三朝町の概況

第3章 町づくりの展望

第1章 総合計画策定の方針

1. 計画策定の目的

三朝町では、長期的視野に立った町づくりを進めるため、平成12年度に、平成13年度から平成22年度までの10年間を基本計画とする「第9次三朝町まちづくりビジョン」を策定し、“あつたかい町つくろう”を基本理念としながら、将来像の実現に向けた各種施策を推進し、計画的に町づくりを進めてきました。

その主な成果として、林道南三朝線の開通や賀茂保育園の新築、学校施設の耐震改修、情報通信網の整備、携帯電話不感地域の解消、全町下水道化の推進、岡山大学附属病院三朝分院、国立三朝温泉病院の存続、旧中部ダム予定地域の再建など、厳しい財政状況にありながらも、町民の安心、安全を守ることにつながるさまざまな施策が図られてきました。

また、その間、市町村合併の論議を経て、三朝町は最終的に単独での町政を選択したことにより、「自主・自立」を基軸とする「三朝町の自立に向けた変革のための行動計画」を策定し、行政の抜本的改革に取り組み、事業の選択と集中に熟慮しながら事務事業を見直すことによって、財政の健全化に努めてきました。

一方、町民の中では、地域の自立に向けた機運の高まりから、「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」の制定と、地域協議会の設置、さらには、地域づくりに関わる新たなグループ等の自主的な活動の展開などにより、町民主体の町づくり活動が徐々に定着しつつあります。



三朝町は、観光と農林業を主産業に発展を遂げてきましたが、近年の長引く景気低迷に加え、100年に1度とも言われる世界的な金融危機を背景に、観光客は減少傾向にあり、町の基幹産業である観光について、新たな対応が求められています。

また、過疎、高齢化といった中山間地域に共通の課題と、教育、環境、福祉、防災など、多くの社会問題が深刻化する中で、町民の価値観や生活意識は多様化し、快適で安全・安心な居住環境づくりに加え、保健・医療・福祉の充実を重視する傾向がますます強くなっています。しかも、課題解決に向けては、限られた財源の中で、より効率的・合理的な行政運営が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、町民の負託に応え、三朝町の地域特性を生かした魅力的な町づくりを進めていくためには、時代の流れや環境の変化を的確にとらえ、さまざま行政課題に取り組んでいく必要があります。

のことから、次世代に誇りをもってつないでいく三朝町を築いていくため、町民と行政がともに手を携えながら知恵を出し合い、ともに汗を流しながら町づくりを協働で進めるための指針として、基本的方向と総合的な施策体系を明確に示すため「第10次三朝町総合計画」を策定します。



2. 計画の役割と特徴

総合計画は、全ての行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、地方自治法第2条第4項において基本構想の策定が義務付けられています。

本計画は、これに基づいて、長期的な展望のもと、豊かな町民生活と三朝町の発展を図るため「第10次三朝町総合計画」を策定したもので、次の性格を有します。

①計画の役割

町民にとっては… 町づくりへの共通目標

これから町づくりの方向や必要性を、町民の視点でわかりやすく示すことによって、町民が共感し、町づくりに主体的に参画・協働していくための共通の目標として策定したものです。

行政にとっては… 町づくりを進めるための経営指針

町行政においては、行財政改革を継続的に進めることを根底に置き、自立した町をつくり、将来にわたって持続的かつ効率的な経営に向けるための総合的な指針として策定したものです。

国・県・周辺市町に対しては… 必要な施策を要請していくための町の主張

国や鳥取県、周辺市町に対しては、三朝町に必要な施策を要請していくための基礎となるものであり、三朝町の主張を示すものとなります。

②計画の特徴

計画の策定にあたって… 地域資源を生かすための計画

計画の策定にあたっては、三朝町の社会的、経済的構造と地域の特性を把握し、現状及び課題を把握したうえで、可能な限り目標を示し、三朝町の持っている地域資源や可能性を生かすための計画となるよう配慮したものです。

計画の運営にあたって… 常に実現性のある計画に

計画の運営にあたっては、施策の遂行・実現に向けて最大限の努力が求められますが、今後の諸情勢の変化に応じて常に実現性のある計画とするため、必要によっては、修正等の弹力的な処置を講じるものとします。

3. 計画の構成、期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3編で構成し、それぞれの役割と期間は、次のとおりとします。

「基本構想」

「基本構想」は、将来に向けての町づくりの基本的な理念と目指すべき将来像を明確にし、それを実現するための施策展開の基本的な考え方を示したもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。

基本構想の期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とした10年間とします。

「基本計画」

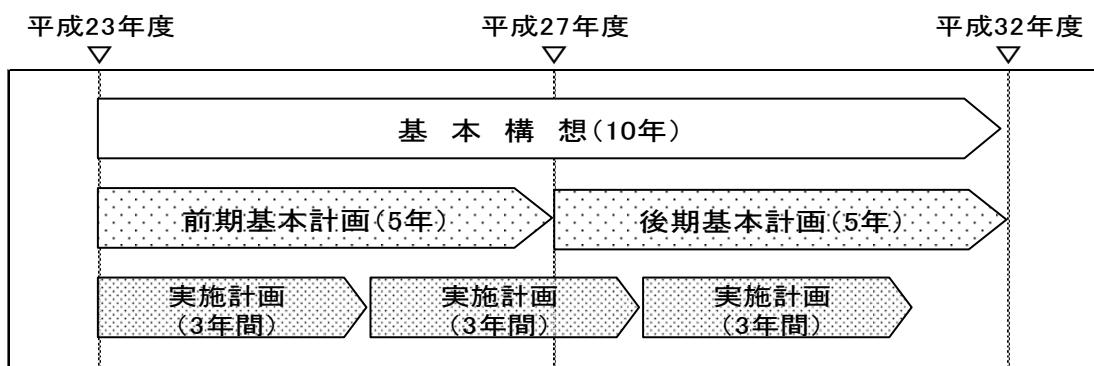
「基本計画」は、基本構想に基づき実施する基本的な施策を示すもので、施策の長期的目標と施策の体系及び主要施策を示したものです。

基本計画の期間は、基本構想の期間を前期と後期とに分け、平成23年度から平成27年度までの5年間を「前期基本計画」とし、平成28年度から平成32年度までの5年間を「後期基本計画」とします。

「実施計画」

「実施計画」は、基本計画で示した施策のうち、社会情勢の変化や財政事情などを勘案しながら3年ごとに検討を加えて策定していくもので、本計画書とは別に策定します。

第10次三朝町総合計画の構成



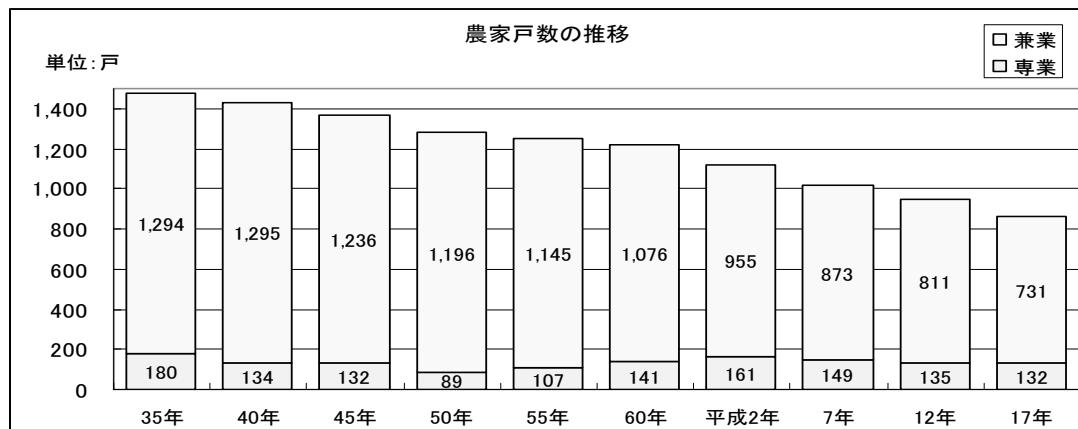
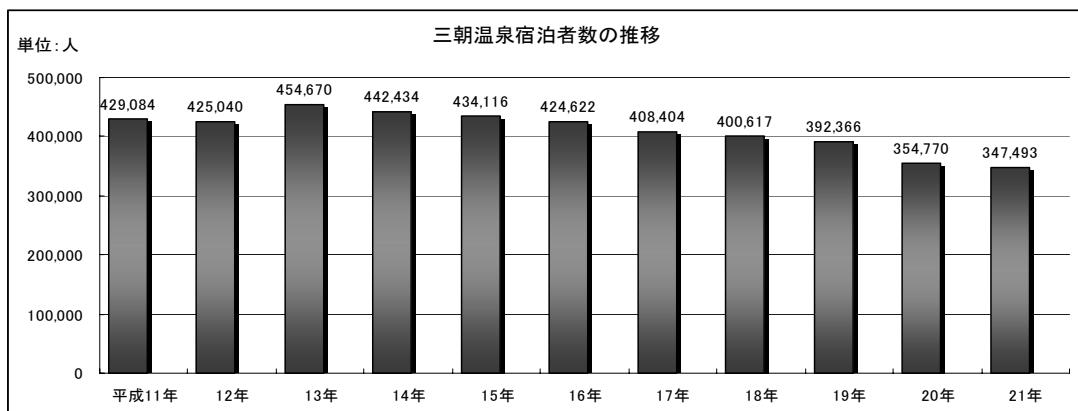
第2章 三朝町の概況

1. 地勢、産業

三朝町は、鳥取県の中央部に位置し、東西 24km、南北 19km で、総面積は 233.46 km² を有しています。町内には、1 級河川天神川と、その支流である三徳川、小鹿川及び加茂川が流れ、それぞれの谷筋に沿って 64 の集落が点在しています。そして、南部は岡山県に隣接する地域で、総面積の約 90%を山林原野が占めています。

町の主な産業は、観光と農林業で、観光業では、世界一のラジウム含有量を誇る三朝温泉や国宝投入堂を有する三徳山、小鹿渓などの観光資源を有していますが、近年の社会経済情勢等から三朝温泉を訪れる宿泊者数は年々と減少傾向にあり、その数は、ピーク時の平成 8 年に比べて約 20 万人減少し、現在では約 35 万人となっています。

一方、農林業においても、専業農林家数の減少と第 2 種兼業化が進んできており、農林家一戸当たりの経営規模は零細で、その所得は県平均を下回っています。近年では、集落営農や農業法人の設立などにより徐々に農業に対する活気を取り戻しつつあるものの、農家の農業所得は依然として低迷しています。



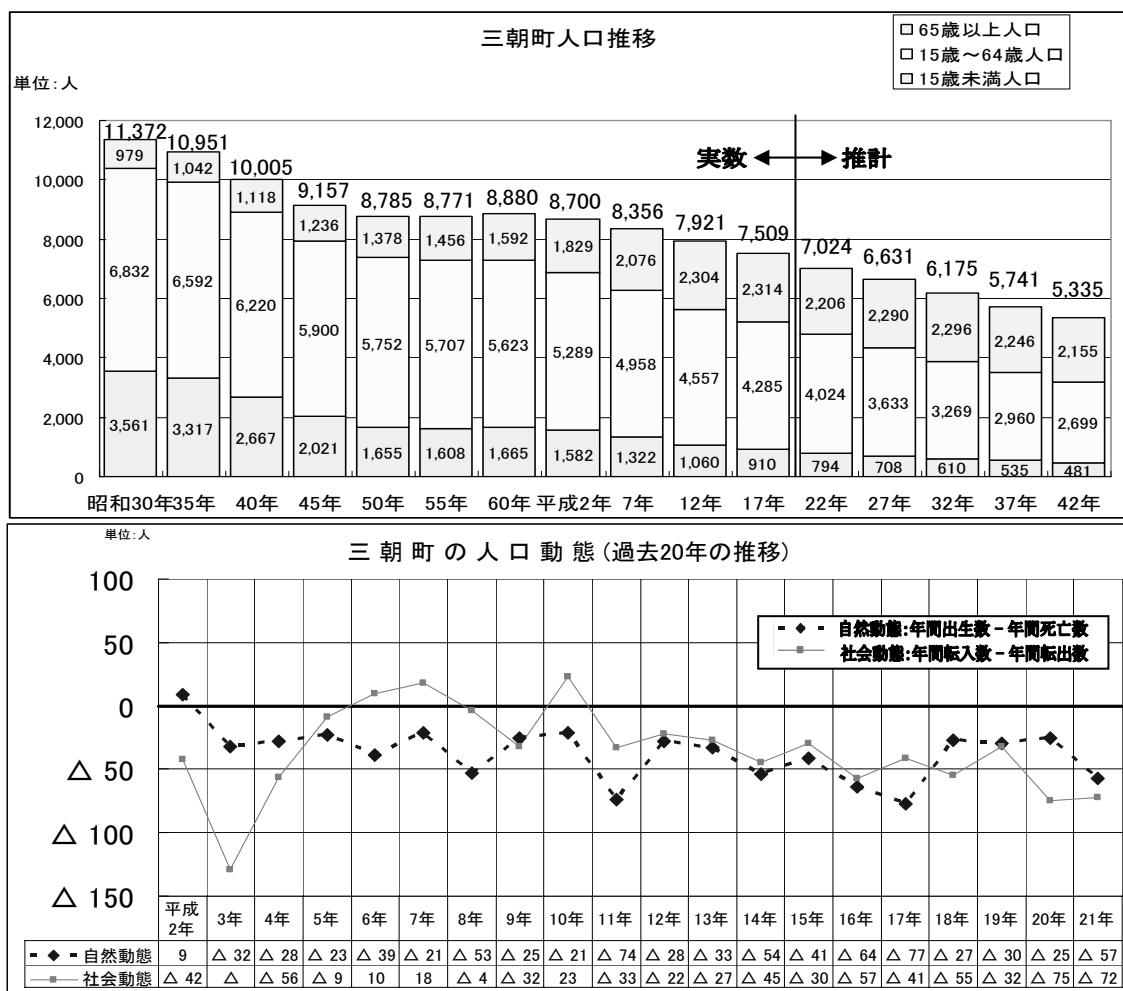
2. 人口と世帯数

三朝町の人口は、昭和 30 年の 11,372 人をピークに年々と減少を続け、平成 22 年の国勢調査では、本町の総人口は 7,024 人になる見込みとなっています。

これは、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う人口流出の増加と、それによる出生児数の減少により、次第に過疎化が進んできたものであり、特に、山間部地域の集落になるほど、若年層の人口流出に伴う人口減少と高齢化が進んでいます。

また、昭和 30 年以降の年齢 3 区別人口と、その構成比率をみると、年少人口（15 歳未満）と老人人口（65 歳以上）の割合は、50 年間の間でほぼ逆転し、少子高齢化が確実に進行していることがうかがえます。

一方、総世帯数は昭和 30 年の 2,125 世帯が、平成 22 年では 2,386 世帯になる見込みとなり、年々、世帯の核家族化が進んでいることを示しています。

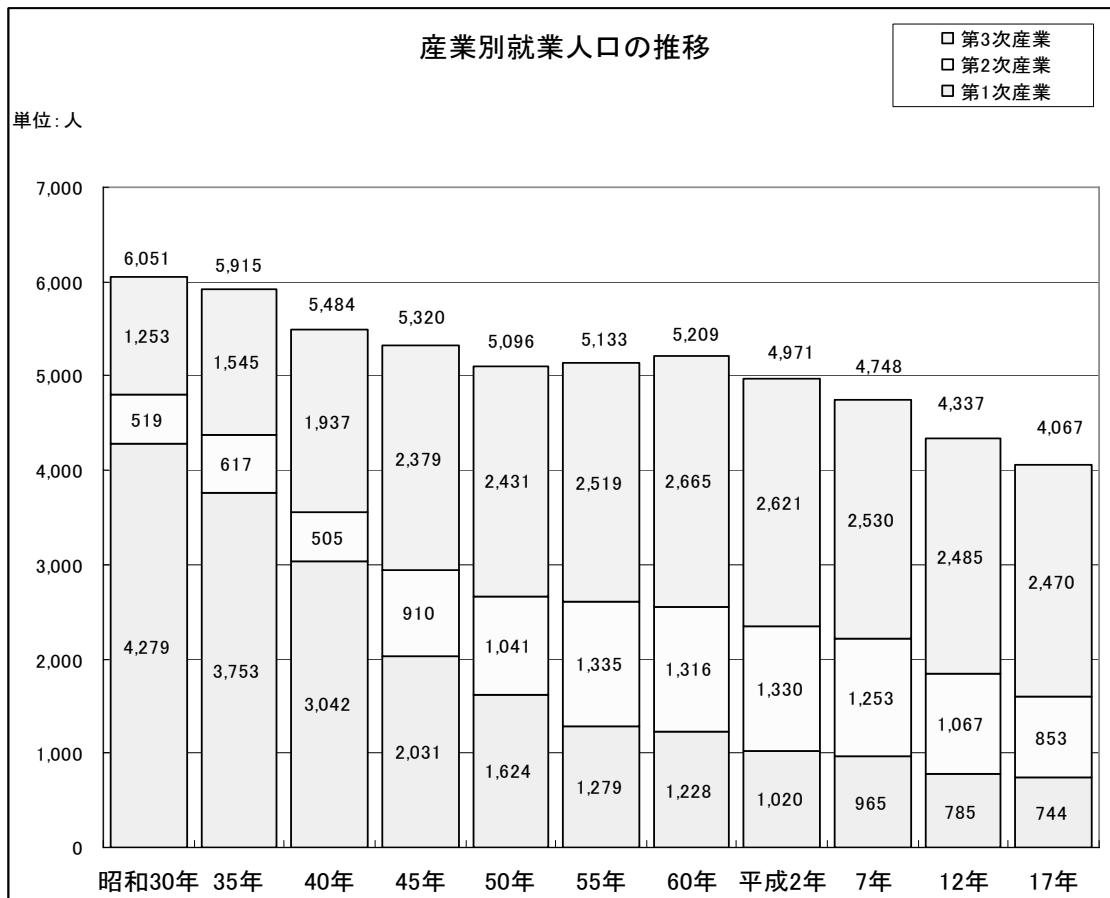


3. 就業構造

産業別人口の動向では、昭和30年以降、第一次産業人口は減少を続け、近年では第三次産業が昭和30年代の第一次産業に占める割合とほぼ逆転してきています。このことは、そのまま、本町の人口や若年・老年化指数にも連動しており、いわゆる高度経済成長時代の産業構造の変化に影響を受け、繁栄していた農林業の衰退がそのまま数字に表れた結果となっています。

また、第二次産業は、昭和30年以降、安定的に増加傾向を示し就業人口を保ちながら推移してきましたが、近年の厳しい財政状況の中で、公共事業の見直しや事業費の削減等の影響を受け、近年では減少傾向にあります。

一方、主に倉吉市内など町外へ通勤している第三次産業の就業者数は増加傾向にあります。近年の道路整備により、日常生活圏の広域化がもたらされ、倉吉市を始めとする近隣市町との経済的な結び付きが強まってきていることもその要因としてうかがえます。



第3章 町づくりの展望

1. 踏まえるべき時代の潮流

三朝町を取り巻く社会・経済情勢は年々大きく変化するとともに、それに伴い多様化・複雑化する町民ニーズに対して、様々な分野において新たな対応が求められています。これからの中づくりにおいて、踏まえるべき代表的な時代の潮流は、次のとおりです。

①産業再構築の時代

世界経済の危機に伴い、わが国の経済は極めて厳しく、景気悪化の長期化や深刻化が懸念されています。特に地方においては、こうした動向はさらに厳しさを増しており、第一次産業の低迷や商店街の衰退、企業の撤退などが相次ぎ、それに伴い、雇用情勢の悪化や地域全体の活力の低下が大きな問題となり、地域産業の再構築が求められる時代となっています。

本町においても、住み慣れた地域で誰もが安心して豊かな生活を実現できるよう、地域産業全体の活性化を促す取り組みを進めていくことが求められます。

②少子高齢化の進行、人口減少の時代

全国的な晩婚化や非婚化、夫婦の出生力の低下などにより、平成17年には総人口が減少に転じ人口減少時代を迎え、少子化が深刻な問題となってきています。また、高齢化も世界に例を見ない速さで進んでおり、特に、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口がさらに急激に増加することが予想されています。

本町においても、これに先立ち少子高齢化は着実に進行しており、今後は、すべての分野において、少子高齢化への適応をより一層積極的に進めていくことが求められており、子育てに対する社会的支援、高齢者の社会参加支援などの諸施策のほか、高齢化した地域社会を支えるシステムづくりが求められます。

③次代を担う人づくりの時代

近年、教育分野においては、道徳心や自律の精神、公共の精神、伝統と文化の尊重など、現在の日本に特に重要な事柄を新たに示した教育基本法改正の施行をはじめ、教育振興基本計画の策定や関係法令の改正など、教育再生に向けた取り組みが始まっています。

本町においても、これらの動向を踏まえ施策を開拓していくとともに、本町ならではの伝統、自然、文化に加え、国際交流の歴史を人材育成の礎としながら、小さな町の豊かな教育として、次世代を担う人づくりを進めていくことが求められます。

④安全・安心な社会づくりの時代

局地的集中豪雨や地震など、近年、大規模な自然災害が多発し、安全性の確保に対する意識が高まっています。また、国境を越えた感染症の発生や凶悪犯罪の多発、悪質商法によるトラブルの増加、食品の安全問題などを背景に、安全で安心して暮らしていくことのできる社会づくりが強く求められています。

本町においても、防災体制の強化や治安の維持、医療体制や福祉の充実はもとより、あらゆる分野において、安全・安心の視点を重視した町づくりが求められます。

⑤共生社会実現の時代

核家族化や少子高齢化の進行に伴い、地域ぐるみの高齢者の見守り活動や子どもの安全対策の必要性が高まる中で、地域で支えあい共に暮らしていくことがあらためて重要視されています。また、すべての人々がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において対等な立場で参画し、共に幸せに生きていくことができる社会づくりが一層強く求められています。

本町においても、あらゆる分野において、こうした共生社会づくりを進める視点を重要視していくことが求められます。

⑥環境保全の時代

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムに支えられてきた豊かで便利な生活は、大気汚染などの身近な問題ばかりでなく、温暖化やオゾン層破壊、酸性雨といった地球規模での大きな環境問題を引き起こし、人類の生存基盤をも揺るがす社会問題になってきており、国民一人ひとりが主体となって、環境保全に向けた取り組みを進める時代が到来しています。

本町においても、豊かな自然環境を保全していくことはもとより、廃棄物の減量化やリサイクルの推進など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

⑦情報化の進展による国際化の時代

情報通信技術の飛躍的な発展とインターネットの普及に伴い、世界中の情報が瞬時に入手できるとともに、自らの情報も発信することができるようになったほか、行政サービスの提供においても電子自治体の構築が進んでいます。

また、情報化の進展により、産業活動から日常生活に至る様々な分野で世界との結びつきが深まり、国際化が一層進展してきています。

本町においても、これらの進展は、産業や地域の活性化、自治体経営においても大きな役割を果たすものであることから、情報環境の整備や情報技術の活用などに一層積極的に取り組んでいくことが求められます。

⑧地域主権による自立と創造の時代

地方分権や地域主権の推進により、国と地方の役割分担や国の関与のあり方が見直されていく中で、これから的地方自治体の運営には、住民との協働を基本に、自らの責任と判断で地域の特色を生かした魅力ある町づくりを進めていくことが一層強く求められる時代となっています。

単独での町政を選択した本町においては特に、自治体経営の効率化を一層進め、自立性を高めていくことはもちろん、町民に最も身近な基礎自治体として、町民と行政との協働の町づくりを進め、自らの責任と判断で町民ニーズに主体的に対応し、多様性と創造性にあふれた町づくりを進めることが求められます。



2. 三朝町の将来に生かすべき地域資源

本町には、恵まれた自然環境をはじめ、本町ならではの様々な特性と地域資源があります。長所を伸ばし、たとえ不利な条件であっても、長所として伸ばしていくという視点に立つと、これから町づくりに生かすべき代表的な地域資源は、次のとおりです。

① “雇用”につながる貴重な資源

湯と山の町と称される本町は古くから、観光と農林業を主産業として栄えてきました。現在は、両産業とも経済情勢の悪化や後継者不足により、必ずしも盛期の状況にはないものの、活発な事業活動の展開によって安定的な雇用確保の場ともなります。

ラジウム含有量世界一である三朝温泉では現在、ラジウムから発生するラドンが人体に及ぼす健康効果が科学的に証明されようとしています。このことが証明されれば、三朝温泉は新たな側面からの脚光を浴びることになります。

一方、農林業においては、清らかな水や豊かな土壌を背景に、三朝米や三朝神倉大豆といった本町でなければ栽培できない農作物があります。また、多くの樹木が伐採期を迎えていることから、豊富な山林資源は本町の誇るべき資源です。農林業の振興は、新たな雇用創出の場として期待されます。

② “人”は地域の宝

平成の大合併の流れの中で、県中部地域で唯一、単独での町政を選択した本町では、合併によって規模の大きくなった自治体に比べ、町民ニーズへのきめ細かな対応や町民と行政との情報の共有化・合意形成など、町全体が一つになった町づくりを継続していくことがしやすい町であると言えます。

このような町の環境を生かし、次世代を担っていく子ども達はまさに地域の宝、世界の宝という町民共通認識のもと、町が一体となって、ふるさとに愛着と誇りを持った心豊かな子ども達を育てていくことができます。

また、高齢化の進行は、豊富な経験に裏打ちされた技術と知識を持った高齢者が増えていくことを意味します。中でも、過疎化の進行が懸念されている山間地域の集落にあっては特に、その力の宝庫でもあります。

③恵まれた“福祉”環境

子どもから高齢者まで、全ての町民が安心して保健・福祉・医療のサービスを受けることのできる環境は、安心して暮らせる環境や、安心して子どもを生み育てること

のできる環境の最も基礎となるものです。

全国的に医療機関の不足が危惧されている中にあって、国立や医師会立病院、高齢者福祉施設があるなど、医療体制や福祉体制に恵まれていることも本町の魅力です。

④ここにしかない“歴史と文化”

広大な面積を持った本町には、歴史的・文化的に貴重な遺産が数多くあります。

世界遺産への登録を目指している国宝・投入堂を有する三徳山、国の重要無形民俗文化財に指定されている三朝のジンショなどに代表される町内の代表的な文化環境を活用し、さらに磨きをかけていくことによって、国内外に誇れる本町の魅力として発信していくことができます。

また、町内には、これまで長い歴史の中で、地域や集落で大切に守り続けられてきた貴重な歴史や文化が数多く残されています。これらの資源を一つひとつ掘り起こし、地域の貴重な資源として再認識し、後世に引き継いでいくことによって、町への愛着と誇りを高めることができます。

⑤守り続けるべき“豊かな環境”

町土の約90%を占める広大な森林資源を有し、四季折々に美しく姿を変える本町の自然是まさに、屋根のない博物館です。住民にとってかけがえのない生活環境であるとともに、三朝温泉の観光情緒を醸し出す要因ともなっています。

また、山中三谷と称される本町の広大な森林は、清らかな水や澄んだ空気を生み出す源であり、地球温暖化防止への大きな役割を担うものであります。今後、森林整備は、農業とともに、まさに生命産業と言えます。

一方で、森林が生み出す豊富な水は、その地形とあいまって、自然の力をエネルギーに変え、町内の6つの発電所では、本町が使う量の約6倍の電気を作っている町であります。

時代はまさに環境の時代です。本町の豊かな自然は、人間が暮らしていくうえでも非常に良い環境であり、その環境は、強い誇りを持って次世代へ引き継いでいくべきものとなっています。

3. 三朝町の求められる将来像

本町では、本計画の策定にあたって、町民参画、町民ニーズの反映を重視するため、「住民まちづくり構想策定会議」や「三朝町まちづくり戦略会議」「町民・中学生・高校生からの提言」などの方法により、将来の町づくりに向けた皆さんからのご意見を伺いました。それぞれの内容は、次のとおりです。

①住民まちづくり構想策定会議

これまで、総合計画の策定に向けては、町民皆さんへのアンケートによる意識調査が行われてきましたが、今回の策定にあたっては「住民まちづくり構想策定会議」を設置し、直接、町民皆さんからの意見や提言をいただきました。

この会議は、各地域協議会を単位として、公募や推薦によって選ばれた総数 60 名の皆さんに委員となっていただき、町の問題点や将来の町づくりに向けた“夢”や“施策への提言”等を行っていただくための組織として位置付けられたもので、会議は、町内に 3 校ある小学校区を単位に開催。鳥取大学にも助言者として参加していただくなどの協力を得ながら、活発な意見交換が行われました。その会議の概要については別紙に総合計画策定提言集として掲載しています。

会議で話し合われた主な議題は、定住対策や産業振興、過疎化に伴う地域の課題解決に向けた提案など、いずれも直接、町民さんの生活にかかわる切実な議題ばかりですが、中でも、「三朝町ならではの資源を何かひとつでも日本一に磨き上げ、町民が誇れる町づくりを目指したい」「平均点の町づくりではなく、重点施策に的を絞り、三朝町でなければできないような施策の展開が必要」「三朝温泉での宿泊者数は一日平均 1,000 人以上。観光客を定住人口としてとらえ、山間地域の産業振興に結び付けるべき」などといった、より積極的な町づくりに向けた施策展開も望まれました。

②三朝町まちづくり戦略会議

本町では平成 22 年度に、「三朝町まちづくり戦略会議」を設置しました。

これは、町政の重要課題として取り組んでいる主な施策に対する事業について、事業効果の検証を行うとともに、今後の予算に反映させていくなど、効率的かつ効果的な事業の展開を目指すための取り組みとして始まったものです。

初年度となる平成 22 年度の会議では、テーマを町政の重点課題としている「子ども」「子育て」「住環境」に加え、町の主要産業である「観光」と「農林業」を加えた 5 つ

のテーマによって会議を開催しました。そして、テーマごとに実際に関係している若い世代の皆さん4~5名に委員となっていただきながら、普段の生活の中で感じている事業への評価や改善策などについて提案をいただきました。

本町では今後、本計画の期間において、その時代に沿ったテーマを設定しながら毎年度この会議を開催し、常に事業内容の検証を行いながら効果的な行政運営に向けていくこととしています。

なお、平成22年度に行われた会議で話し合われた内容は、総合計画策定提言集の中でまとめていますが、平成22年度の主な提言では、「マイホームを取得した子育て世代に、5年間にわたって毎月、三朝米をプレゼントするような事業を創設してはどうか」「通学費支援や路線バス対策など、効果が相反する事業を一つの施策として整理してはどうか」「ふるさと健康むらにスーパー銭湯を建て、観光の目玉にしてはどうか」などといった意見が出されています。

③提言による町の姿

本計画の策定に際して、町民さんはもとより、三朝町の将来を担う高校生や中学生の皆さんに「私の夢、私からの提言」を募集しました。

この結果、1名の町民と70名の中学生からの応募があり、「住み続けたい町にするために」「いきいきと暮らせる町にするために」などのテーマでご意見をいただきました。

提言による町の将来は、総合計画策定提言集に「私の“夢”私からの“メッセージ”」としてまとめていますが、提言では、「将来も三朝町の山や川、自然を守り続けてほしいです。そのためには今、私達が三朝町の将来のために活動したいです」「移動販売車を増やして、山間地のお年寄りの安否確認や利便性を高めてはどうでしょう」「あいさつ運動を広めていけば、もっと明るく温かい町になると思います」「町でギネスブックに載るような取り組みをしてはどうでしょう」などといった、三朝町を愛する子ども達ならではの素直な意見が寄せられています。

4. 町づくりへの主要課題

これまでみてきた時代の潮流や、町の地域資源、町民ニーズに基づき、本町の町づくりに向けた主要課題を整理すると、次のとおりです。

①三朝町ならではの活力づくり

地域産業の再構築が求められる時代にある中で、町の活力の維持・向上を図るには、活力ある産業の振興と魅力のある雇用の確保が必要です。

そのためには、三朝町ならではの特性や地域資源を最大限に活用した特色ある観光産業の発展と農林業の振興に向けた取り組み、あるいはその連携を推進し、活力ある新たな時代の自立した産業の育成を進めていく必要があります。

②人は町の宝物

全国的な少子化の背景には、核家族化の進行や価値観の多様化など、子どもを取り巻く社会環境の変化が大きく影響していると考えられます。子育てが精神的・身体的・経済的に負担とならないように、子育てを町全体で応援する体制の強化を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。

また、超高齢社会の到来は、豊富な知識と技術を持った高齢者が地域に愛着を持ちながら住み続けていることでもあると言えます。子育てを町全体で応援するように、高齢者も町全体で支える体制をつくり、健康・福祉の町づくりをより一層進めていくことはもちろん、高齢者が生きがいを持って生活できる社会活動の仕組みを促進していく必要があります。

③安全・安心・快適な環境づくり

安全・安心への意識の高まりや、地球規模での環境保全の重要性が高まる中、自然環境に対する強い関心が見られます。生活に関わるあらゆる環境の安心感や安全・快適性が望まれ、暮らしの場としての総合力の向上が求められていると言えます。

このため、総合的な危機管理体制の整備をより一層進めるとともに、環境保全施策や生活環境整備を進め、魅力ある暮らしやすい町としての、安全・安心・快適な居住環境づくりを進めていく必要があります。

④町民主役の町づくり

人口減少と少子高齢化による集落存続と地域力の低下による危機意識が高まる中で、徐々にではあるものの町民の主体的な町づくりへの機運が高まり、様々な地域活動が芽生えつつあります。

町民主役の町づくりを目標に、行政と地域、町民が互いに強く連携し、知恵を出し合い、その役割を分担しながら課題解決に向けていく必要があります。

また、本町に暮らす全ての人が人としての尊厳を大切にし、お互いを愛しむ心を育むことによって、快適であたたかく住みやすい町をつくることができます。明日の三朝町を支える豊かな人創りをさらに進めていく必要があります。

⑤三朝町らしい、地域文化の創造

快適性や利便性、安全性の醸成などに向けた町づくりが進む中で、都市化・市街化していく生活環境は一方で、町の個性や特徴が薄らぎ、地域らしさが少なくなっていくという懸念もはらんでいます。これから町づくりにおいては、地域の個性や特徴を守り、創造していくという視点も求められていると言えます。

そのためには、歴史・文化遺産の活用はもとより、地域に伝わる文化や伝統行事の継承など、町民が地域に誇りを持つことができるような、本町ならではの個性的な地域文化を創造していく必要があります。

⑥広がりのある町づくり

地方分権の進展や、行政事務事業の広域化が進むなど、自治体を取り巻く環境は今、大きな時代のうねりの中にあると言えます。一方で、行政ニーズが多様化し、町づくりにもより効率性や実効性、緊急性が求められるようになり、これまでの枠組みにとらわれない、多様な町づくりへの取り組みが必要となります。

また、これから町づくりにあたっては、広域的な課題に対処していくための近隣市町等との多様な連携策など、地方分権の時代にふさわしい、広がりのある町づくりを一層進めていくことも必要です。

第2編 基本構想

第10次三朝町総合計画

第1章 三朝町の将来像

第2章 町づくりの基本目標と施策

第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

第1章 三朝町の将来像

1. 人口推計からみる町の姿

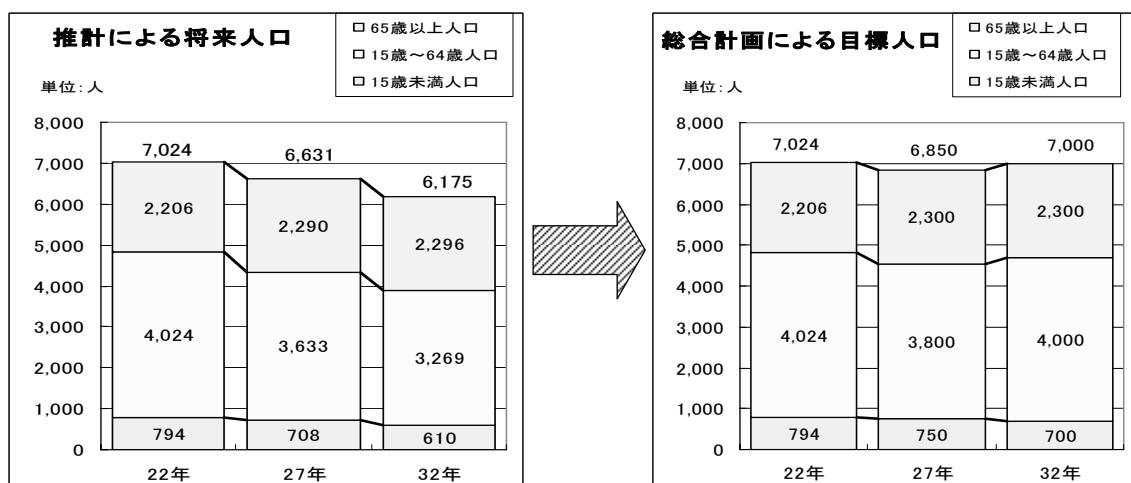
①定住人口の目標

町の活力を示す指標の一つとして、「定住人口」の推移があります。

本町の人口は、昭和30年の11,372人をピークに年々と減少し、特に昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、人口流出の増加と出生児童の減少とがあいまって、次第に過疎化現象が生じてきました。そして、平成22年の国勢調査では、7,024人になるものと見込まれています。また、本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による市区町村別将来推計人口によると、10年後の平成32年には6,100人台にまで減少するものと予測されています。

日本全体の人口が減少に向かう中にあって、本町だけが人口を増加、確保していくことは非常に難しくなっていますが、町の活性化を図るうえで、人口を確保していくことは最も重要な課題です。総合計画の目標達成年度である平成32年の定住人口を、平成22年の見込み人口を維持させる7,000人と想定し、今後も引き続き魅力ある町づくりを進め、定住環境の充実に向けた施策を推進していきます。

また、本町の年齢ごとの人口構成の想定では、高齢化率の増加と年少人口の減少がさらに進むものと予測され、その現象は、平野部地域に比べて山間部地域においては特に著しく、その結果としてさらに集落機能の低下を招いていくことが予測されます。本計画では、将来の人口構成を見据えたうえで、子育て支援策の充実をはじめとする若者の定住対策、高齢者の知恵や力を生かしていく施策を展開していくことによって、活力ある町づくりを目指します。

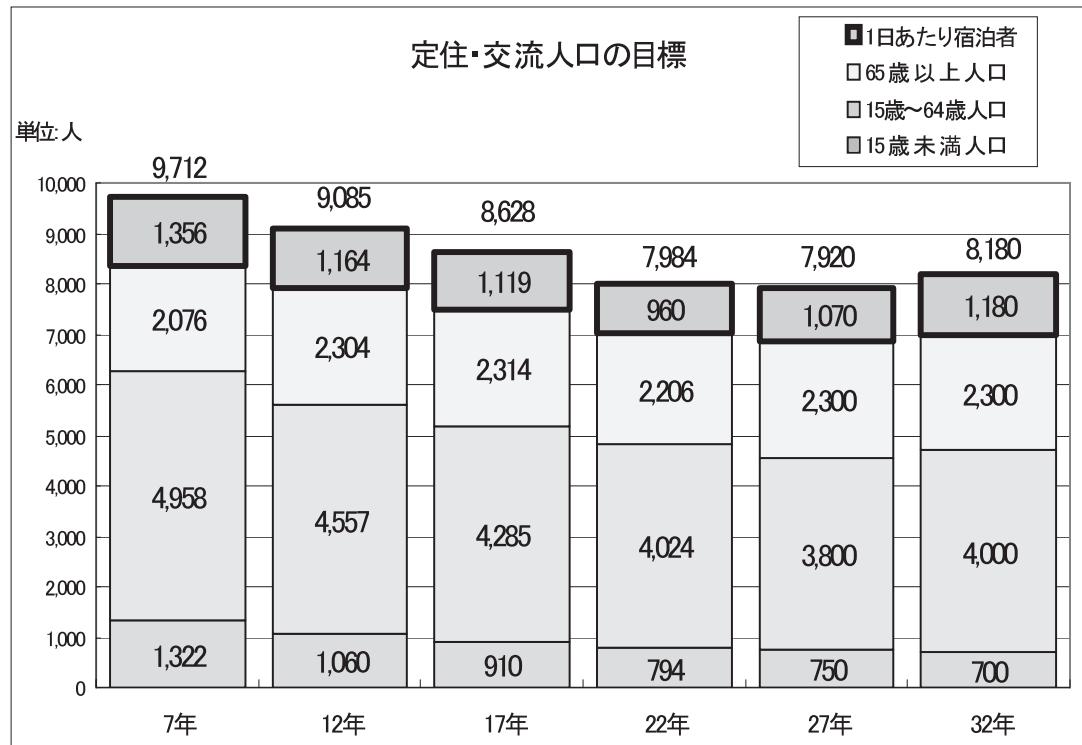


②交流人口の目標

本町には、定住する人ばかりでなく、三朝温泉には年間約35万人の宿泊客が訪れています。また、宿泊客ばかりでなく三徳山や小鹿渓、様々なイベントや会議など、大勢の観光客等が訪れている町であります。

このことは、一日当たり1,000人以上の交流人口が毎日本町に定住し、町の活力を支えていることであるとも言えます。

町への経済効果の観点からも、国内ばかりでなく海外からの観光客の増加も視野に入れながら、今後も各種の施策を展開し、三朝温泉の魅力や豊かな文化、自然環境、町民が一体となった温かいもてなしの心を本町の地域資源として、交流人口の増加を目指し、懸念される人口減少による活力の低下を補うことによって、元気のある町づくりを目指します。



2. 地域資源からみる町の姿

魅力ある町づくりには、“キラリ”と光る本町ならではの地域資源をいかした町づくりが必要です。本町では、数多くある地域資源や特性の中でも特に、次の3項目に着目して町の将来像を展望します。

①温泉と健康の町

千年に迫る古湯として人々の心と身体を癒し続けてきた世界一のラジウム温泉は、“吸ってよし、飲んでよし、浸かってよし”と、まさに三拍子揃った貴重な資源です。

岡山大学病院三朝医療センター内にある「三朝ラドン効果研究施設」では現在、三朝温泉の浴室と同程度の濃度のラドンガスを使いながら小動物への吸入試験が行われております。三朝温泉の健康効果が科学的に証明されようとしています。

これらを背景に、三朝温泉では現在、温泉旅館と町内の2つの病院とが連携しながら、「現代湯治」の取り組みを進め全国に向けて情報発信しているところですが、今後も、ドラマや映画の舞台となるような情緒豊かな風景と、ここにしかない温泉地としての魅力をさらに磨き上げていくことによって、町の魅力アップにつなげます。

また、本町の農作物には、イソフラボンを通常の1.8倍も多く含む地大豆「三朝神倉」や、美味しいと評判が高い「三朝米」、四季折々に楽しむことができる豊富な「野菜や山菜」等、豊かで清らかな自然を有する本町でしか栽培することのできない貴重な資源が数多くあります。

全国的な健康志向の高まりの中で、これらの“温泉と健康”を町づくりのための貴重な資源としてとらえ、農山村地域ならではの豊かな環境をいかしながら、観光産業をはじめとする各分野の連携をさらに強めていくことによって、魅力ある町づくりに向けていくことができます。



②子育て安心の町

豊かな自然に包まれた生活環境は、子ども達が伸び伸びと育っていくための重要な要因です。また、地域で暮らす人々が温かい思いやりを持って子ども達を見守っていくことができる環境も本町の貴重な資源であると言えます。

この恵まれた環境に加え、本町では、“子ども達の明日は、まさに町の将来”だと考え、町全体が一丸となって子育て環境を整え、「子育てをするなら三朝町で」と言われる町づくりを進めることができます。

③森と水を守る町

広大な町土の約 90%を山林原野が占め、自然環境に恵まれた中で、本町には約 7,000人の町民が心豊かに暮らしています。その源流には、津黒山・三国山という 2 つの分水嶺があり、非常に貴重な植物が見られるほか、清流にはオオサンショウウオやヤマセミが生息するなど、動植物の宝庫。まさに“屋根のない博物館”であると言えます。

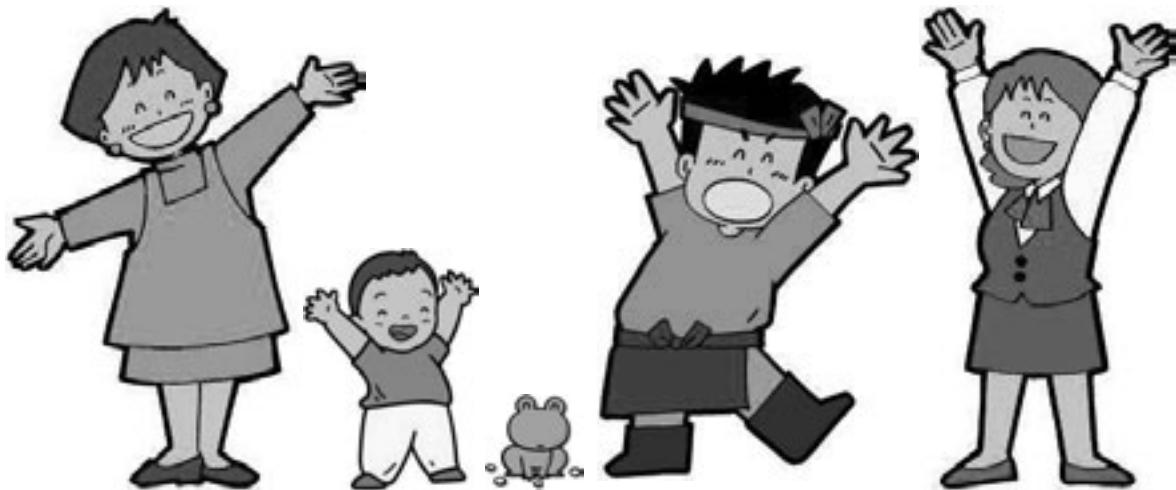
国際的にも環境問題が大きくクローズアップされている現在、時代はまさに「環境の時代」と言えます。本町は、人間が生きていくうえで非常に良い環境であることに強い誇りを持ちながら、今後もこの環境を次世代へ引き継いでいきます。



3. 目指す将来像

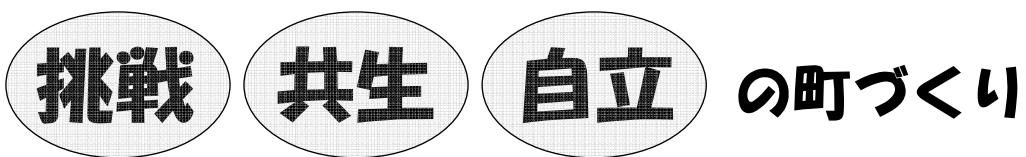
将来像は、本町が平成32年度に目指す姿を示すものであり、三朝町らしさを、より一層生かした町づくりの象徴となるものです。

序論に基づき、すべての分野にわたって、三朝町ならではの地域資源や特性を最大限にいかしながら、町民と行政とが協働して、すべての環境のさらなる向上を進め、町民一人ひとりが「安心して暮らしていくことができ、真の豊かさを実感することができる町」。そして、町民誰もが誇りを持って「住んでいて良かったと思える町」をつくっていくという強い決意を込め、本町の将来像を次のとおり定めます。



4. 町づくりの基本理念

本町は、将来像として掲げた、『心豊かで“キラリ”と光る町』の実現に向けて、町づくりを進めていくための「基本理念」を次のとおり定めます。



① “挑戦”する町

天与の温泉、文化遺産、大地の恵み、この町ならではの人のあたたかさなど、本町ならではの地域資源や特性にさらに磨きをかけ、最大限に生かしながら全国に誇れる町づくりを進めるとともに、すべての生活環境の向上を目指し、小さくともキラリと輝くことのできる“挑戦する町づくり”を目指します。

② “共生”の町

本町ならではの、かけがえのない豊かで美しい自然環境や景観を大切に守り育て、誇りを持って次世代に引き継ぐことのできる地域資産として、自然と共生する町づくりを進めるとともに、すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、助け合いながら共に心豊かに暮らしていくことのできる“共生の町づくり”を目指します。

③ “自立”する町

「選択と均衡予算による町財政の自立」「一人ひとりが輝くことができる個人の自立」「雇用が確保される産業の自立」「総合力を高めた地域の自立」など、町民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせた協働の町づくりを進めるとともに、これを原動力に、自らの力で未来を拓く“自立する町づくり”を目指します。

第2章 町づくりの基本目標と施策

1. 町づくりの「基本目標」と「施策」

前に示した「目指す将来像」と「町づくりの基本理念」に基づき、さらに、将来の人口推移予測を踏まえたうえで、本町では“はたらく・すむ・かかわる・つなげる”の4つのキーワードを設定し、これから町づくりにおける「基本目標」と、それに対する「施策」を次のとおり定めます。

①【はたらく】— 皆が“誇りをもって活躍できる”町

天与の温泉資源と豊かな農林業基盤を有する町として、三朝温泉ならではの健康増進効果、自然の豊かさなどの貴重な地域資源にさらに磨きをかけ、その魅力を世界に向けて発信していくことが、活力ある町を実現することになります。

そのために、本町の主産業である観光・農林業基盤の一層の充実や連携、さらには雇用対策を推進し、豊かさとにぎわいを生み出す産業の育成を進め、町民皆が誇りをもって活躍できる町づくりを進めます。

【主な施策】

- ①観光業の振興
- ②農林業の振興
- ③商工業の振興
- ④雇用対策の推進



②【すむ】— 皆が“安全で安心して暮らす”町

生活環境などの生活全般について、町民はもとより、町外からも「三朝町に住みたい」と感じてもらえる町づくりが重要です。

そのために、充実した保健・医療・福祉環境を生かし、支えあい助け合う地域福祉体制を進めながら、町民誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って活躍でき、安心して暮らしていくことができる福祉・介護体制の充実、子育てを町全体で応援する体制の充実を進めます。

また、予防を重視した町ぐるみの健康づくりを推進し、すべての町民が心身ともに健やかで安心して暮らすことができる人にやさしい健康・福祉の町づくりを進めます。

一方、自然災害を始めとしたあらゆる災害に強い町づくり、防犯・交通安全体制の強化など、危機管理体制の一層の充実を図るとともに、快適な町民生活に欠かすことのできない道路・交通網の整備促進や上・下水道整の安定確保など、安全・安心・快適な暮らしが実感できる質の高い居住環境づくりを進めます。

【主な施策】

- | | | |
|---------------|------------|-------------------|
| ①子ども支援の充実 | ②教育の充実 | ③青少年の健全育成 |
| ④健康づくりの推進 | ⑤障がい者支援の充実 | ⑥高齢者支援の充実 |
| ⑦地域福祉の充実 | ⑧消防、防災の充実 | ⑨防犯、消費者、交通安全対策の充実 |
| ⑩道路、交通網の充実 | ⑪公共交通の確保 | ⑫上・下水道の安定確保 |
| ⑬定住の促進、住環境の整備 | | |



③【かかわる】— 皆が“主役で地域を大切にする”町

町づくりの主役は、私たち町民です。支え合い、助け合いながら地域をともにつくる連携意識の育成を進めるとともに、町民と行政との情報の共有化や、町民・民間の参画・協働の仕組みづくりを進めていくことによって、町民一人ひとりが主役として町づくりに参画することができる協働の町づくりを目指します。

また、男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや条件整備を進めるとともに、すべての人の人権が尊重され、共に生きていくことができる住み心地のよい社会づくりを進めます。

一方、充実した生涯学習やスポーツ環境を生かし、町民一人ひとりが生涯にわたつて学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、町民の生涯学習への参加促進により、次世代を担う人材の育成と文化の薫り高い輝く町づくりを目指します。

さらに、次世代に誇りを持って引き継いでいくことのできる豊かな自然・景観が残る町として循環型社会の形成を図るなど、環境保全に向けた施策を総合的に展開するとともに、地域にある貴重な文化資源にさらに磨きをかけながら、地域を大切に守り育てていく町づくりを進めます。

【主な施策】

- | | | |
|------------------|--------------|-------------|
| ①活力ある地域づくりの推進 | ②協働の町づくりの推進 | ③人権の尊重 |
| ④男女共同参画社会の実現 | ⑤生涯学習の推進 | ⑥スポーツ活動の推進 |
| ⑦文化の振興、文化財の保護・活用 | ⑧国際化、交流活動の推進 | ⑨環境保全、資源の活用 |



④【つなげる】— “連携による効率的な”町

産業、教育、福祉など各分野の情報やサービスが得られる状況は、様々な交流や連携を推進し、新たな町の発展を見出す鍵でもあります。町全体の活性化に向け、これらの情報通信技術を活用した電子自治体の構築と情報化を一体的に進め、地域格差が生じない町づくりを目指します。

また、単独での町政を選択した町として、自立性の高い自治体経営を持続的に進めていくための行財政改革を継続的に推進していくほか、広域連携による広がりのある町づくりを進めます。

【主な施策】

- ①情報化の推進
- ②計画的な自治体経営の推進
- ③広域連携の推進



2. 施策の体系

三朝町が目指す将来像

心豊かで“キラリ”と光る町

将来像実現のための基本理念

挑戦 共生 自立

将来像実現に向けた基本目標

- ①【はたらく】 皆が“誇りをもって活躍できる”町
- ②【すむ】 皆が“安全で安心して暮らす”町
- ③【かかわる】 皆が“主役で地域を大切にする”町
- ④【つなげる】 “連携による効率的な”町

①皆が“誇りをもって活躍できる”町

政 策

- 観光地三朝の確立
- 三朝ブランドの確立
- 就労の場づくり
- 産業の担い手の育成

政策実現のための施策

- ①観光業の振興
- ②農林業の振興
- ③商工業の振興
- ④雇用対策の推進

②皆が“安全で安心して暮らす”町

政 策

- 子育ての支援
- 教育の充実
- 健康、福祉の充実
- 安全な生活環境
- 生活基盤の維持
- 新規居住者の受け入れ

政策実現のための施策

- ①子ども支援の充実
- ②教育の充実
- ③青少年の健全育成
- ④健康づくりの推進
- ⑤障がい者支援の充実
- ⑥高齢者支援の充実
- ⑦地域福祉の充実
- ⑧消防、防災の充実
- ⑨防犯、消費者、交通安全対策の充実
- ⑩道路、交通網の充実
- ⑪公共交通の確保
- ⑫上・下水道の安定確保
- ⑬定住の促進、住環境の整備



③皆が“主役で地域を大切にする”町

政 策

- 生涯全員参加の場づくり
- 芸能、文化、スポーツの振興
- 集客、交流の拡大
- 自然環境の保全と活用

政策実現のための施策

- ①活力ある地域づくりの推進
- ②協働の町づくりの推進
- ③人権の尊重
- ④男女共同参画社会の実現
- ⑤生涯学習の推進
- ⑥スポーツ活動の推進
- ⑦文化の振興、文化財の保護・活用
- ⑧国際化、交流活動の推進
- ⑨環境保全、資源の活用

④“連携による効率的な”町

政 策

- 情報基盤の活用
- 持続可能な自治体経営
- 連携による魅力の向上

政策実現のための施策

- ①情報化の推進
- ②計画的な自治体経営の推進
- ③広域連携の推進

第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

前に示した4つのキーワードに沿った「基本目標」を達成していくために、各分野における構想を「施策の大綱」として次のとおり定めます。

1. 皆が“誇りをもって活躍できる”町

①観光業の振興

観光ニーズの成熟化により、その地域ならではの魅力づくりが求められています。町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、三朝温泉が健康増進効果の高い世界一のラジウム温泉であることを最大の観光資源としながら、その資源にさらに磨きをかける取り組みを進めるとともに、水と緑の美しい自然環境や農業・文化遺産等の活用及びネットワーク化を図り、全国・世界に向けてのPR活動を強化することによって、本町ならではの観光地としての魅力をさらに高めます。

②農林業の振興

農業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、農業生産基盤の維持充実に努めながら、担い手の育成・確保による経営体制の強化を図るとともに、本町ならではの美味しい三朝米の振興、経営体制に合わせた野菜等の少量多品目農産物の生産振興、集落や地域営農などといった、農家の個性を活かした農業を進めます。

また、農産物の流通では、本町の生産規模に適した販売体制を推進するほか、他産業との連携などによって、農業への取り組みが生産者の物心両面において生活を豊かにできる手段となるよう推進していきます。

一方、林業においては、水源かん養、地球規模での環境対策など、森林の持つ多面的な機能の保全と活用、森林資源の有効活用といった視点に立ち、将来を見据え次世代につながる産業としての取り組みを進めます。

③商工業の振興

道路網の整備等による日常生活圏の拡大と近隣市町の大型商業施設等の進出に伴い、地域住民に密着した商業経営が要求されています。商工会と連携し、経営改善や人材育成に努めるとともに、観光客による経済効果も視野に入れながら、個店の魅力づく

1. 皆が“誇りをもって活躍できる”町

りを促進します。また、地元若者やU J I ターン労働力の受け皿としての視点に立ち、既存企業の活性化を図るとともに、地域環境にマッチした企業の誘致に努めます。

④雇用対策の推進

若者の地元定住を促進するためには、雇用の確保は最大の課題です。

雇用情勢が厳しさを増す中にあっても、定住自立圏域の市町における協定を基に、他の関係機関とも連携しながら、情報提供や地元及び近隣市町にある事業所への積極的な働きかけ等を通じ、若者の定住のための地元就業の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

また、地元事業所の安定した雇用確保も視野に入れながら、地元事業所における高校生や中学生の勤労学習機会を推進します。



2. 皆が“安全で安心して暮らす”町

①子ども支援の充実

子どもは町の宝であるにもかかわらず、急速に少子化が進んでいます。

次世代育成支援計画を基本に、子どもの人権の尊重や児童虐待に向けた施策の推進、子どもの健康づくりや教育環境の充実、安心して妊娠・出産・育児ができる環境整備、子育てに関する学習や教育機会の充実、保育サービスや放課後支援の充実、子育てと仕事の両立支援など、子育てを町全体で応援する取り組みや支援体制を総合的に進め、地域に赤ちゃんや幼児のにぎやかな声が弾む町づくりを目指します。

②教育の充実

子ども達が一人ひとりの可能性を最大限に発揮して成長していくことができるよう、地域や家庭と連携しながら、生活のきまりを守り、ふるさとを誇りに思うことができるようになる人材として育てます。



第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

2. 皆が“安全で安心して暮らす”町

幼児教育の充実に努めるとともに、小・中学校教育においては、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成に加え、国際理解など本町の特色ある教育環境をいかし、生きる力を育む教育活動を推進します。

また、保育・幼児教育施設の整備、学校施設・設備の充実、教職員の資質の向上に努めるほか、地域にも協力を得ながら子ども達の安全対策を推進します。

③青少年の健全育成

青少年が明日の本町を担う人材として健全に育成されるよう、関係機関と連携を図りながら非行防止活動等を促進するとともに、様々な地域活動への積極的な参画を促し、地域とのつながりを強め、郷土への愛着と誇りを高めることによって、青少年の定住意識を促進します。



④健康づくりの推進

健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと暮らしていくことができるよう、生活習慣の確立に向けた健康づくり活動の推進、食育の推進、健康診査・指導、母子保健の充実、精神保健の充実など、体系的な保健サービスを推進します。

また、地域医療体制の維持・充実や、医療機関との連携により、町民の総合的な健康の保持・増進に努めます。

⑤障がい者支援の充実

障がいのある人も、障がいのない人も共に社会で生活し、お互いが助け合う地域社会を実現していくために、障害者計画に基づき、障がい者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備、保健・医療の充実、教育・育成の充実、就労支援など、総合的な取り組みを推進します。

⑥高齢者支援の充実

高齢化が進む中、すべての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者福祉計画を基本に、地域包括センターを核としながら、高齢者の立場に立った総合的な介護・支援施策の展開を図ります。

また、高齢者を大切にする思いやりのある町づくりを進め、町内の福祉資源・環境を活用しながら、町独自の老人福祉サービスの充実を促進します。



第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

2. 皆が“安全で安心して暮らす”町

⑦地域福祉の充実

すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、相談体制や情報提供体制の充実など、安心して福祉サービスを利用することができる環境づくりを進めます。

また、福祉団体や福祉ボランティア団体、N P O等の活動支援による地域福祉の多様な担い手の育成とサービスの充実、支え合い助け合う地域づくりを進め、すべての人々にやさしい町づくりを目指します。

⑧消防、防災の充実

地震や局地的豪雨への備えをはじめ、あらゆる災害に強い町づくりを進めるため、消防団の充実、消防施設・設備の充実、広域的な救急体制の充実を図るとともに、地域防災計画等の指針に基づき、府内における危機管理体制の整備や企業・近隣自治体等との応援体制の強化、観光客も視野に入れた危機管理体制の整備など、町の人口動態や生活実態に合わせた総合的な防災体制の確立を図ります。



⑨防犯、消費者、交通安全対策の充実

全国的に防犯体制の強化が強く求められる中、警察や関係団体等との連携を密にし、啓発活動の推進や防犯情報の提供充実に努めるとともに、自主的な防犯活動団体の育成や街灯の整備など、犯罪が起こりにくい環境整備に努めます。

また、全国的に悪質商法による被害が増加する中、町民の消費生活の安全性の向上を図るため、関係機関等と連携しながら、相談体制や啓発の充実を図ります。

さらに、交通事故のない町を目指し、関係団体等との連携のもとで交通安全啓発活動を推進し、交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

⑩道路、交通網の充実

広域幹線道路のネットワーク化による行動範囲の拡大が県域、町域を越えた交流を促進します。このため、鳥取県の中央に位置する本町の交通アクセスを早期に整備することが重要です。山陰自動車道や国道179号、482号の整備をはじめ、通勤、通学などの日々の生活を支える地域の生活道路、広域幹線道路までの取付道路の整備促進と併せ、交通網の整備を促進します。

また、JR山陰本線、高速バスの充実、最寄空港からの国際空路の促進など、日本全国や海外が身近に感じられるような環境となるように、関係機関と一体になりながら取り組みを進めます。

⑪公共交通の確保

子ども達や高齢者など、自らの交通手段を持たない町民が、安心して地域で暮らし続けていくためには、公共交通の確保は重要な課題となります。

公共交通確保のために、町民との協働により利用促進に向けて取り組んでいくことはもちろん、近隣市町とも連携を図りながら、効率的かつ利便性の高い公共交通のあり方について検討し、対策を講じます。

第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

2. 皆が“安全で安心して暮らす”町

⑫上・下水道の安定確保

安全な飲料水の安定供給は、安心・快適な生活に欠かすことができません。水道施設の老朽化への対応や災害時の対応、水質の保全等、水道施設の整備充実を計画的に進めます。

また、きれいな環境を守っていくために全町下水道化を推進します。公共下水道や集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置などの促進を図り、町全域における汚水処理率100%を目指します。

⑬定住の促進、住環境の整備

人口減少と過疎化の進行を背景に、町の活力を維持していくための定住の促進と多様なライフスタイルに応じた住環境の整備に向け、定住促進に向けた魅力ある施策を進めるとともに、町営住宅の整備や持ち家の促進、民間による住宅開発と連携し住宅環境の整備等を進め、総合的な定住対策を講じるものとします。



3. 皆が“主役で地域を大切にする”町

①活力ある地域づくりの推進

人口減少に伴う集落の維持機能の低下や活力の減退が生じる中、地域住民自らによる地域の実情に合った課題の解決や共に支え合う地域づくり、魅力と活力ある地域づくりが必要です。地域の拠点施設の充実をはじめ、地域づくりの核となる地域協議会では、地域の人材を活動の原動力として活性化に向けた地域活動を開催し、自治機能の向上を目指します。

一方、高齢化は、豊富な知識と技術を持った人材が地域で暮らし続けているという観点で地域の尊い資源としてとらえ、地域における活躍の場を持ちながら、町全体で見守る町づくりを目指します。

②協働の町づくりの推進

町民と行政が共に知恵と力を合わせた町づくりを進めるため、効果的な広報・広聴活動の充実、情報公開の推進等を通じ、町民への情報提供や意見の反映、意識の高揚を一層高めていくとともに、各種の行政計画の策定から公共サービスの提供まで、様々な分野における町民や民間の参画・協働の仕組みづくりを目指します。

また、地域協議会をはじめ、各種の地域づくり団体やボランティア団体、NPOの育成など、町民と行政との新たな関係の構築を進めます。

③人権の尊重

すべての人の人権が尊重され、共に生きていくことができるよう、人権教育や啓発を効果的かつ継続的に推進し、町ぐるみで人を人として大切にする心を育て、あらゆる差別と偏見を許さない人権尊重の町を実現します。

④男女共同参画社会の実現

男性も女性もみんながその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分にいかし、男女が共に主体的に生きることのできる社会の実現に向け、第2次三朝町男女共同参画プランに基づき、啓発活動や男女平等教育の推進、相談機能の充実を図るとともに、仕事と家庭生活の両立支援、学習機会の提供や活動支援などに努めます。

第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

3. 皆が“主役で地域を大切にする”町

⑤生涯学習の推進

町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、幅広い学習情報の提供や生涯学習施設、運営体制など、学習基盤の充実に努めます。

また、町民ニーズに対応した講座や教室の開催及び町民主導による学習活動の活性化を促進し、豊かな人間性を育てていくための学習機会の提供に努めます。

⑥スポーツ活動の推進

すべての町民が生活の一部としてスポーツを通して健康や体力、仲間づくりができるよう、スポーツに親しむ機運を盛り上げていきます。

また、既存スポーツ施設の充実や管理運営体制の充実、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ団体等の育成、年齢層に応じたスポーツの普及を促進します。



3. 皆が“主役で地域を大切にする”町

⑦文化の振興、文化財の保護・活用

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と、地域文化の伝承と創造に向け、自主的な文化芸術活動団体等を積極的に支援し、薫り高い文化が息づく町づくりを推進します。

また、三徳山投入堂や三朝のジンショのほか、地域の力で復活した三徳山御幸行列など、貴重な地域文化を保存伝承・活用していくとともに、地域に伝わる伝統文化や資源を掘り起こし、磨きをかけていくことによって魅力あふれる町づくりを進めます。

⑧国際化、交流活動の推進

三朝温泉あるいは日本有数の研究機関のある本町には、大勢の外国人観光客が訪れるほか、研究者など多くの外国人が滞在する町でもあるという視点に立って、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めます。

また、町民主体の交流活動を促進するとともに、案内板や各種刊行物の外国語併記など、外国人に優しい環境づくりに努めます。

さらに、友好姉妹都市であるフランス ラマリー・レ・パン町、交流促進協定を締結している台湾台中市石岡区との町民・民間レベルでの交流を促進します。

⑨環境保全、資源の活用

水と緑の美しい自然環境・景観に恵まれた町として、この素晴らしい資源を次世代に誇りを持って引き継いでいくために、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、地域における環境問題だけでなく、地球規模での環境問題に至る様々な環境問題への対応など、環境保全施策を総合的に推進します。

また、廃棄物を資源として、それを有効に活用したリサイクル社会を築くことが、環境にやさしく、きれいで住みやすい社会を実現していくことにつながります。町ぐるみで廃棄物の発生を抑える取り組みを進めます。



第3章 基本目標の分野別構想「施策の大綱」

4. “連携による効率的な”町

4. “連携による効率的な”町

①情報化の推進

整備された情報通信基盤の活用によって、福祉、教育、産業など各分野の情報やサービスが得られる状況は、様々な交流や連携を推進し、新たな産業を興す鍵でもあります。町全体の活性化に向け、これら情報通信技術を利活用した電子自治体の構築と情報化を一体的に進め、地域格差が生じない町づくりを目指します。

また、これらの情報環境を誰もが安心して利活用することができるよう、啓発・教育の充実や情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

②計画的な自治体経営の推進

限られた経営資源を有効に活用し、自立性の高い安定的な自治体経営を持続的に進めていくため、自立に向けた変革のための行動計画に基づき、事務事業のさらなる見直しをはじめ、時代に即した組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上、財源の確保や経費の節減など、行財政改革を継続的に推進します。

③広域連携の推進

近隣市町とお互いの魅力と機能を認め合って連携し、町の新たな魅力の創造と機能・役割分担を行い、共通課題を解決するなど、一つの地域として効率的かつ効果的な地域の発展を目指します。

また、県境を越え、岡山県北部市町村とも一層の連携を図りながら、共通課題の解決や地域の新たな魅力づくりと活性化を促進します。



第3編 基本計画

第10次三朝町総合計画

第1章 皆が“誇りをもって活躍できる”町

第2章 皆が“安全で安心して暮らす”町

第3章 皆が“主役で地域を大切にする”町

第4章 “連携による効率的な”町

第1章 皆が“誇りをもって活躍できる”町

1. 観光業の振興

(1) 目的と方針

三朝温泉や史跡名勝地、美しい自然環境を観光資源の核としながら、町の魅力の向上と交流人口の増加という視点に立ち、観光・交流機能の創出に努めます。

(2) 現状と課題

町の基幹産業である観光は、世界一のラジウム温泉により温泉観光地として、ピーク時の平成8年には年間約55万人の宿泊客数がありました。しかし、国民の労働条件の改善などにより余暇時間は増えたものの、今日の経済情勢から消費は冷え込み、三朝温泉を訪れる宿泊客数は年々と減少を続け、平成21年には約35万人となっています。

観光ニーズが成熟化し、その地域ならではの魅力が求められている現在、“世界一のラジウム温泉がもつ健康増進・癒しの効果”を最大限に活用しながら、観光メニューの充実を図っていくことはもちろん、町内にある農林産物や史跡名勝地、文化遺産など、自然的、歴史的、文化的資源が観光資源として機能できるようさらに磨きをかけ、その連携によって、三朝温泉を核とした観光の総合力を高めていくことが求められています。

観光は、本町のイメージアップにつながるとともに、人々の交流をもたらし、産業の活性化や定住・移住を促す側面を持っています。今後は、町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、本町の地域特性に即した観光・交流機能の創出を進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

【観光業の振興】

①観光・交流推進体制の整備

②観光・交流資源の掘り起こし

③誘客宣伝活動の強化

(4) 主要施策

①観光・交流推進体制の整備

- ・多様な観光志向化、外国人観光客の増加、地域情報の発信などに対応し、インフォメーション機能を向上させるため、観光商工団体の拠点を再整備するとともに、観光客に対応するための駐車場を整備するなど、町並み整備を進めます。
- ・周辺市町との観光資源の連携と活用により、県中部地域での宿泊拠点としての広域観光地づくりを推進します。

②観光・交流資源の掘り起こし

- ・豊かな自然と特徴ある地域資源をいかしていくため、地域にある人材と物を資源として、歴史や文化、伝説などを掘り起こし、観光資源としての活用を推進し、町の魅力向上につなげます。

③誘客宣伝活動の強化

- ・全ての町民が町を売り込むセールスマンであるという視点に立ち、多様なメディアを活用し、本町のPR活動の強化を図ります。
- ・三朝温泉街に情報発信及びインフォメーションセンターを整備し、観光客に町の情報を伝えることによって、もてなし向上を図ります。
- ・訪日する外国人に、三朝温泉の情緒と特徴的なラドン温泉効果を発信し、誘客を促進します。

(5) 施策目標

国内年間宿泊者数

350,000 人 ➤ 27年度：390,000 人

現代湯治による宿泊者数

13,000 人 ➤ 27年度： 30,000 人

外国人宿泊者数

1,200 人 ➤ 27年度： 5,000 人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

世界一のラジウム温泉



2. 農林業の振興

(1) 目的と方針

地域の資源である豊かな自然環境と農林業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、意欲と能力のある担い手の育成をはじめ、資源を活用していく施策を推進し、農林業環境の整備や経営体制の支援に努めます。

(2) 現状と課題

本町の農業は、米を中心とした農業であり、経営規模は零細で農業以外の収入に依存し営農する農家が大半を占めています。昭和50年代には、自立した農業経営を目指し、経営規模の拡大と機械化、農地の基盤整備、果樹・酪農団地の造成等を行ってきましたが、農産物価格の低迷や経営見通しの不透明感、地理的条件等から農業者は減少。担い手の高齢化により農業後継者の確保も難しい状況にあり、遊休農地や耕作放棄地等も発生している状況にあります。

今後、優良農地を確保・集約集積し、集落営農や農業法人、認定農業者を中心とした担い手を育成するなど農業振興を図る必要があります。

また、町面積の約90%は山林原野であり、豊かな自然や森林資源を活用する林業は、昭和30年代後半からの拡大造林や分取造林によって多くの森林資源が造成され、森林施業の近代化と効率化を図るための林道網や作業道等の基盤整備を進めています。林業経営規模は農業以上に零細であり、木材価格の長期低迷による林業離れが進行し、山林所有者の世代交代とともに土地境界等の問題も懸念される状況にあります。

今後、森林組合を中心とした施業の集約化と、計画的な森林施業計画を実施するため林業労働者等の人材の確保と、今まで造成された豊かな森林資源を活用しながら自然環境を守り、次世代へ継承していくことが重要です。

(3) 施策の体系

- 【農林業の振興】
 - ①農林業の担い手対策
 - ②農産物と森林資源
 - ③自然環境保全と農林業

(4) 主要施策

①農林業の担い手対策

- ・農業では、水田・果樹・畜産等の専業農家や集落営農、農業法人、認定農業者等に農地を集積し、経営規模の拡大と機械化等の効率化を図るとともに、新規就農する若者を大切な担い手として育成していきます。
- ・町の出資する第3セクターの組織強化と直売所等との連携強化による新たな販路拡大を図ります。
- ・林業では、個人での森林施業は困難なことから、森林組合を中心とした林業事業体において集約化を進め、森林施業計画との整合を図り計画的な森林施業を進めます。

②農産物と森林資源

- ・農産物では、美味しい三朝米の振興策や梨の新品種の導入等、JA鳥取中央・鳥取県と連携しながら、有利な生産・販売体制に努めるとともに、小規模兼業農家による野菜等の少量多品目生産による直売を推進します。また、地大豆「三朝神倉」など、三朝ブランドの農作物を育てるため、生産基盤作りを図ります。さらに、観光との連携による地産地消の推進など、他業種との連携を図ります。
- ・本町人工林面積の半分以上は40年生を越えています。従来からの保育を中心とした施業に加え、公共建築物の木造化施策等を踏まえ資源の有効活用を図り、個人有林・公有林及び分収造林での搬出間伐、適期の伐採により木材を供給し、山元へ還元し林業の活性化に努めます。

③自然環境保全と農林業

- ・中山間地域を維持し環境を守る役割も担っている農業。豊かな水源を育み国土の保全等多面的な機能を維持・強化する営みでもある林業。共に農作物、木材等の生産活動を行いながら他の重要な役割を担っています。私達が暮らす貴重な自然環境を今後も守り続けるため、活力ある農林業振興策を推進します。

(5) 施策目標

認定農業者数、農業生産法人数、集落営農組織数、間伐面積

16人、2法人、6集落、0ha

27年度：20人、3法人、10集落、450ha

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

地域の資源と豊かな暮らし



3. 商工業の振興

(1) 目的と方針

近隣市街地における商業施設と共に存共栄する地域密着型の魅力ある商店の再生と創造に向け、時代の変化に即した商業活動を促進するとともに、地域活力の向上や雇用の場の確保を見据え、既存企業や地場産業への支援、地域環境にマッチした企業の誘致に努めます。

(2) 現状と課題

近年、道路・交通体系の変化や大型店の進出、消費者ニーズの変化等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

商店のほとんどが個人経営である本町の実態は、平成19年の商業統計調査によると、商店数70社、従業者数は327人、年間商品販売額は年間約73億円となっています。規模が零細なうえ、多様化する消費者への対応の遅れに加え、近隣市街地における大型店の進出による購買力の流出は著しいものがあり、空き店舗が目立つなど、取り巻く環境は年々と厳しさを増しています。

このため、商工会との連携のもと、個性ある商店と魅力のある商品づくり、本町の資源である観光地としての消費力をいかした商業基盤の強化などに努める必要があります。

一方、工業の振興は、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるものとして、町づくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、平成20年の工業統計調査によると、事業所数（従業員4人以上）は11社、従業者数は255人、製造品出荷額等は約33億円となっていますが、いずれも経営規模は小さく、そのほとんどが下請的であり、労働力が町外に流出する傾向があります。

このため、商工会と連携し、既存企業への支援や地場産業の活性化に向けた取り組みを推進するとともに、近隣市町における通勤圏内への優良企業の誘致促進によって、若者の定住やUJITターン労働力の受け皿として整備するなど、広域的視野に立った産業の振興を図る必要があります。

(3) 施策の体系

【商工業の振興】

①時代変化に即した商業活動の促進

②既存企業への支援及び地場産業の育成

③新規企業の立地促進

(4) 主要施策

①時代変化に即した商業活動の促進

- ・商工会との連携のもと、経営指導の強化を図るとともに、後継者の育成、地元商店ならではの商品やサービスの提供等を促進し、地産地商を進めます。
- ・厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知と活用を促進し経営の安定化を促します。
- ・観光地としての消費力をいかすため、商店街の環境整備や農業や林業との連携し、個性ある商店と魅力ある商品づくりを促します。

②既存企業への支援及び地場産業の育成

- ・町内の既存企業を、より魅力ある就業の場とするため、施設・設備の近代化を支援し、就労環境の整備を推進します。
- ・若い経営者が地域産業の伝達や新たな技術開発に取り組める基盤づくりを進めいくことで、魅力ある就業基盤をつくります。

③新規企業の立地促進

- ・広域連携による企業誘致活動を展開し、若者に魅力ある新規企業の立地促進に努めます。
- ・町の資源を活かしたコミュニティビジネスを推進し、創業を支援します。

(5) 施策目標

町内事業数

商業 70 社

27年度：75 社

工業 11 社

27年度：11 社

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

観光地としての消費力



4. 雇用対策の推進

(1) 目的と方針

地元の若者の定住とUJターン促進の視点に立ち、雇用機会の確保や魅力ある就労環境づくりに向けた取り組みを進めます。

(2) 現状と課題

100年に一度といわれる世界的な金融危機と、それに端を発した景気悪化の影響を受け、雇用をめぐる環境は全国的に厳しさを増しています。県内でも、雇用調整が急速に進んでいるほか、有効求人倍率も低水準で推移するなど、今後も雇用失業情勢は一段と厳しくなることが予想されています。

本町においても、就業の場の確保が困難であり、併せて快適・利便性の高い生活環境を求め、若者を中心に入口の流出が相次いでいる中、雇用対策は、定住を促すうえでも大切な要因となっています。

地元での就業機会の少ない本町にとって、交通網の整備が進んできた現在、雇用対策については近隣市町を通勤圏として捉え、中部圏域と歩調を合わせた企業誘致が効果的であり、鳥取中部ふるさと広域連合や定住自立圏域の市町における協定に課題として位置付け、取り組んでいく必要があります。

また、地元事業所への安定した雇用確保のための対策はもとより、関係機関と連携しながら就業希望者への情報提供による就業機会の増加や、近隣市町にある事業所への積極的な働きかけ等を通じ、地元若者の定住のための地元就業を促進していく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【雇用対策の振興】
 - ①雇用機会の確保と雇用の促進
 - ②勤労者福祉の充実

(4) 主要施策

①雇用機会の確保と雇用の促進

- ・県やハローワーク等、関係機関との連携のもと、求人者への情報提供や相談、職業能力開発への支援等を行い、地元あるいは通勤圏域事業所への働きかけ等を行い、若者の地元就業の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。
- ・町内事業所の魅力を高め情報発信していくことによって、町内事業所への町民の雇用促進に努めます。
- ・町内事業所への町民の就業促進を目指し、新規就業者の育成期間における支援制度を創設するなど、雇用しやすい環境づくりを進めます。
- ・町内事業所における中学生や高校生の勤労学習機会を推進し、町の担い手である若者の町内事業所への就業率の向上に努めます。
- ・定住自立圏の協定によって、魅力のある優良企業の誘致に努めます。

②勤労者福祉の充実

- ・労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた事業所への啓発、余暇情報の提供など、労働者福祉の充実に努めます。

(5) 施策目標

事業所従業者数

商業 327 人

27年度：400 人

工業 255 人

27年度：300 人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

若者の就業機会の確保



第2章 皆が“安全で安心して暮らす”町

1. 子ども支援の充実

(1) 目的と方針

子ども達の明日は、まさに本町の将来です。子ども達が町の中で大切にされ、健やかに伸び伸びと育っていくことができるよう、次世代育成支援計画に基づき、子育てを町全体で応援する取り組みを推進します。

(2) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増大、地域連帯意識の希薄化等に伴い、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本町ではこれまで、次世代育成支援計画に基づき、保育体制の充実はもとより、子育て支援センター事業や放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等の開設、さらには各種の母子保健事業の推進に取り組み、多様な子ども支援施策を開拓してきました。

しかし、保育所においては、施設の老朽化や対象年齢人口の減少による入所児童数の減少、保育ニーズの多様化や幼保一元化に向けた対応、統廃合や運営方法の検討などが課題となっているほか、小学校においては、放課後の子ども達の安全で健やかな居場所づくりが求められています。

また、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感、仕事と子育ての両立への負担感が増大する傾向もみられ、出生率が伸びないという現状もあることから、あらためて町が一体となって、子育て支援を充実させていくことが求められています。

さらに、ひとり親（母子、父子）家庭が増加傾向にあり、これらの子育て家庭に対して支援体制を充実させ、自立への促進を図ることも必要です。

このような中、本町では平成22年度に、これまでの取り組みを踏まえたさらなる子ども支援の充実と支援施策を推進するため、子ども支援局を設置し、子どもと子育て支援を町の主要課題として取り組むこととしました。

今後は、町全体で子育て家庭を応援していく町づくりを基本に、関係機関や地域、子育て支援員等が一体となって、総合的な子ども支援策を推進していく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【子ども支援の充実】
- ①子育て支援指針の充実
 - ②子ども環境の整備
 - ③子育て家庭への支援
 - ④地域ぐるみの子育て支援

(4) 主要施策

①子育て支援指針の充実

- ・ 実情に即した子ども支援を計画的に推進するため、次世代育成支援計画の見直しを適宜行います。

②子ども環境の整備

- ・ 子ども達が安心して伸び伸びと暮らせる環境づくりを推進します。
- ・ 子ども達の心と身体の成長に応じた健康の保持・増進に向け、健康管理はもとより、心の教育や食育など、関係機関と連携し総合的な取り組みを推進します。

③子育て家庭への支援

- ・ 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、健康管理に関する支援や各種相談、支援体制を充実します。
- ・ 多様なニーズに即した保育サービスの充実、児童の放課後対策、子どもの養育に対する支援や助成の充実など、子育て家庭への経済的支援を行うとともに、子育てセンター機能を一元化し、利用しやすい安心して子育てできる環境を作ります。

④地域ぐるみの子育て支援

- ・ 子どもを生み育てやすい環境づくりを町ぐるみ、地域ぐるみで進めます。

(5) 施策目標

ファミリー・サポート・センター会員数

5人 → 27年度：100人

出生率の増加（千人当たり）

8.4人 → 27年度：9.0人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

町ぐるみで子ども支援



2. 教育の充実

(1) 目的と方針

将来、いざれは三朝町を担っていく子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、いきいきと暮らしていくために、「生きる力」を育みながら、確かな学力、豊かな人間性・社会性、健やかな心身を育む教育活動の推進に努めます。

(2) 現状と課題

三朝町教育の柱として「町民に開かれた教育行政をめざして」「子どもたちを町民が支える町づくり」をスローガンとして掲げ、平成14年度以降、三朝町独自の
教育計画である文部^{ブンブ}向上計画を推進してきました。

本町には3小学校と1中学校がありますが、どの学校も開かれた学校づくり・信頼される学校づくりを推進し大きな成果をあげ、のびのびとした健やかな子どもたちを育んできています。

全国学力・学習状況調査においても、小学校・中学校とも平均正答率は全国・鳥取県平均を大きく上回っており、着実に子どもたちが確かな学力を身につけています。また、特色ある学校づくりも推進しており、豊かな心を持ち、支え合う仲間づくりにも力が注がれています。

しかし、昨今の全国的な傾向と同様に、個別の支援が必要な児童生徒の増加や、家庭からの協力が得られにくい状況が見られるのは、本町においても例外ではありません。今後、一人ひとりを大切にした個に応じた教育が必要であり、今まで以上に学校・家庭・地域が一体となった教育を推進していく必要があります。

また、少子化から児童数が減少しており、3小学校の統合問題については、今後も検討していく必要があります。

(3) 施策の体系

【教育の充実】

- ①学校教育充実・強化のための支援
- ②学校・家庭・地域が一体となった教育の充実
- ③特別支援教育の指導体制の確立
- ④教育環境設備の充実

(4) 主要施策

①学校教育充実・強化のための支援

- ・子どもたちがわかる授業を展開するためには教職員の資質向上が不可欠であり、研修の促進や、教材備品等の整備に努めます。
- ・学校教育に必要な人的支援(複式解消、支援員など)に努め、個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくりに努めます。
- ・管理職のリーダーシップのもと、学校評価をさらに充実させ、やる気に満ちた教職員集団の形成を図ります。

②学校・家庭・地域が一体となった教育の充実

- ・学校からの情報発信を積極的に行い、開かれた学校づくりを推進します。
- ・家庭、地域と連携を取り、学校教育への参画を推進し、家庭教育力・地域教育力の向上に努めます。

③特別支援教育の指導体制の確立

- ・発達障がいを含む、すべての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援を行うため、保小中の連携をさらに図り、特別支援教育の指導体制の整備確立に努めます。
- ・保護者、地域からの相談活動の充実に努めます。

④教育環境設備の充実

- ・学びやすい環境で教育が受けられるよう、施設整備を行うなど教育環境整備を計画的に行います。
- ・学力向上と郷土を愛し、誇りに思う子どもの育成のため、最善の教育の在り方を基本として、3 小学校の統合問題について検討し、その方向を示します。

(5) 施策目標

児童生徒の学校生活満足度

88% → 27 年度 : 100%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

元気な学校、信頼される学校



3. 青少年の健全育成

(1) 目的と方針

青少年が明日の本町を担う人材として、また、社会の一員として、自立した個人として成長していくよう、町ぐるみで健全育成活動を推進します。

(2) 現状と課題

近年、青少年を巻き込む事件が多発しているほか、犯罪の低年齢化が進むなど、学校や家庭だけでなく、地域も一丸となって青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

本町では、心の教育相談員の設置や学校と保護者による非行防止活動等を行っているほか、中高校生を対象としたボランティア活動への支援を行うなど、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、学校生活を中心となる青少年層は、家庭や地域での役割が希薄になる傾向が強く、家族の一員として、また、地域社会を構成する一人の町民としての位置と役割を確立していくことが必要となっています。

また、今後は少子化や核家族化が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに変化していくことが予想されることから、青少年が地域での様々な体験や交流活動、ボランティア活動等を通じて豊かな人間性を育み、本町の将来の担い手として健全に育っていくことができるよう、積極的な取り組みを進めていく必要があります。

また、青少年が、地域とのかかわりの中で地域に愛着を持ち、将来、本町に住み続けることができるよう、家庭や学校はもちろん、地域が一体となりながら温かく見守っていくことが必要です。

(3) 施策の体系

【青少年の健全育成】

- ①非行防止活動等の推進
- ②家庭・地域教育の支援
- ③地域活動等への参加促進
- ④世代間交流・異年齢交流の促進

(4) 主要施策

①非行防止活動等の推進

- ・青少年からの相談体制を充実させるとともに、非行防止活動や環境浄化活動を推進し、青少年の悩みへの対応や非行の防止に努めます。

②家庭・地域教育の支援

- ・家庭が本来の機能を発揮できるように、親と子がともに成長していくよう家庭や地域における学習機会の充実を図ります。
- ・広報や啓発活動等を通じ、青少年の健全育成に関する情報提供を行うことによって、町ぐるみで青少年の健全育成を支援していく取り組みを進めます。

③地域活動等への参加促進

- ・青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が体験・交流活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・地域活動への青少年の参加を促進し、青少年が自らの体験を通して地域を理解し、地域に誇りと愛着を持てるような取り組みを進めます。

④世代間交流・異年齢交流の促進

- ・青少年が地域を考え、共感の幅が広くなるよう世代間交流を進めるとともに、規範意識等を身に付ける機会となるよう異年齢交流を促進します。

(5) 施策目標

青少年ボランティア団体（高校生ボランティア育成）

1団体 18人 > 27年度：2団体 40人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

青少年と大人の協働活動



4. 健康づくりの推進

(1) 目的と方針

すべての町民が健康で暮らしていくことができるよう、自主的な健康づくりの促進を基本に、家庭・地域・行政が一体となった体系的な保健サービスを推進するとともに、地域医療体制の確保を目指します。

(2) 現状と課題

生活水準の向上や医学の進歩などにより、我が国の平均寿命は年々と伸び続けています。しかし、一方では、医療費の増大や脳卒中、高血圧、糖尿病といった生活習慣病の増加が大きな社会問題となっています。

本町においても、平成20年の死因分類では、がん、心臓病、脳卒中が約6割を占め、さらに近年、特に脳卒中や高血圧、糖尿病といった生活習慣に起因する疾病が増加してきており、予防を重視した乳幼児期からの食生活を含めた生活習慣の改善が大きな課題となっているほか、増加傾向にあるうつ病などのこころの健康問題への対応、感染症への対応等が求められています。

このことから、今後も、「21世紀における国民健康づくり運動」の理念に基づき、町民の健康管理意識の高揚と、自主的な健康づくり活動の促進を基本に、地域や関連部門が一体となった体系的な保健サービスを推進し、予防重視型の健康な町づくりを進めていく必要があります。

一方、医療においては、町内に岡山大学病院三朝医療センターと中部医師会立三朝温泉病院の2つの総合病院があるほか、内科系開業医、歯科医院がそれぞれ2院あります。また、倉吉市の総合病院や医院等へも近く、恵まれた医療環境にありますが、今後とも町民が安心して医療を受けられるよう、医療機関と連携し、地域医療体制の維持・充実に努める必要があります。

(3) 施策の体系

【健康づくりの推進】

①健康づくり推進体制の充実

②地域ぐるみの健康づくり活動の推進

③こころの健康づくり、感染症予防対策の推進

④医療体制の確保

(4) 主要施策

①健康づくり推進体制の充実

- ・実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に推進するため、特定健康診査等実施計画の適宜見直しを行います。
- ・町民の健康増進や相談体制を充実させるため、推進拠点となる健康センターの独立を検討します。

②地域ぐるみの健康づくり活動の推進

- ・健康づくり運動を広く展開していくため、健康づくりリーダーを育成するとともに、各種団体や地域、医療機関等と連携した健康づくり協議会の設立を目指します。
- ・健康づくりに対する関連部門が一体となって、広報や啓発活動の推進、健康教室等の開催を通じ、生活習慣の改善に向けた地域づくり活動の拡大を図ります。

③こころの健康づくり、感染症予防対策の推進

- ・関係機関との連携のもと、こころの健康づくりに対する正しい知識の普及や社会復帰のための支援に努めます。
- ・新興感染症や結核等の再興感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めます。

④医療体制の確保

- ・高度化、多様化する医療ニーズに対応できるよう、町内外との医療機関との連携や広域的連携のもと、救急医療体制を含めた地域医療体制の維持・充実に努めます。
- ・三朝温泉にある医療機関及び旅館と連携しながら、ラドン温泉医療システムの確立を目指します。

(5) 施策目標

健康づくりリーダーの育成

22人 ➤ 27年度：65人

特定健診受診率

31% ➤ 27年度：65%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

増やそう元気、減らそう病気



5. 障がい者支援の充実

(1) 目的と方針

障がい者が社会の一員として快適な生活が送れるよう、障害者計画・第2期障害福祉計画に基づき、障がい児・者の日常生活の自立支援と社会参加を促進する取り組みを進めます。

(2) 現状と課題

障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、平成18年4月に施行された障害者自立支援法を踏まえ、平成20年度に障害者計画・第2期障害福祉計画を見直し、関連施策の体系化や福祉サービスの一元化などを行い、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種の施策を開拓してきました。

しかし、近年、少子高齢化の進行に伴い、障がい者や介護者の高齢化が進んでいるほか、障がい者の就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

また、障がい児・者のライフステージに沿った様々な課題を把握したうえで、身体、知的、精神障がい等の特性に応じたサービスの推進や、近年では、発達障がい児者等に対する支援も求められています。

このため、今後は、障害者計画・障害福祉計画に基づき、また適宜見直していくながら、障がい者の自立支援を重視した各種の施策を総合的に推進し、一人ひとりにあった適切な障がい福祉サービスの充実や相談・生活支援体制の充実を図ることによって、障がい児・者が地域で快適な生活を送ることのできる町づくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【障がい者支援の充実】
- ①障がい児・者への理解と支援推進体制の充実
 - ②地域における生活支援体制の確立
 - ③生活環境の整備
 - ④就労支援に係る相談支援の充実

(4) 主要施策

①障がい児・者への理解と支援推進体制の充実

- ・障がい者に対する町民の理解を一層深めるため、広報や啓発活動、福祉教育等を推進します。
- ・実情に即した施策を推進するため、障がい福祉計画を3年ごとに見直します。

②地域における生活支援体制の確立

- ・生活支援、相談体制のネットワーク化とケアマネジメントの体制の整備を図り、総合的な自立支援システムの定着を図ります。
- ・地域自立支援協議会を中心とした地域課題解決のシステムを推進します。

③生活環境の整備

- ・障がい者の地域生活への移行を視野においていた地域理解への啓発と安全対策、居住支援の充実を進めます。

④就労支援に係る相談支援の充実

- ・障がい者に対するさまざまな施策の推進のためには、地域生活支援センターの位置付けが重要であることから、窓口としての機能を充実します。

(5) 施策目標

地域生活支援センターの設置

1箇所 → 27年度：2箇所



(6) “キラリ”と光るためのキーワード

障がいに対する理解度 100%

6. 高齢者支援の充実

(1) 目的と方針

すべての高齢者が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活していくことができるよう、地域包括ケアの考え方に基づき高齢者福祉計画を基本におきながら、地域包括支援センターを中心とした各種施策を総合的に推進します。

(2) 現状と課題

わが国の高齢化は、世界に例をみない速さで進んでおり、今後も高齢者人口はさらに急激に増加することが予想されています。

本町ではこれまで、介護保険法の改正等を踏まえて、平成20年度に策定した高齢者福祉計画（第4期介護保険事業計画）に基づき、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核的機関である地域包括支援センターを設置。介護保険事業の適正な運営や保健福祉サービスの提供を行いながら、高齢者支援の充実に努めてきました。

しかし、本町における高齢化は、平成22年度には32%になり、5年後の平成27年度には35%近くになることが予測され、町民の3人に1人以上が65歳以上になることから、これに伴い、介護や支援を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者、高齢者だけの夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者支援の充実は、引き続き大きな課題となっています。

今後は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、また適宜見直しを行なながら、介護予防を柱とした各種の施策や事業を着実に推進し、すべての高齢者ができるだけ介護の必要な状態にならないよう、生涯にわたっていきいきと暮らしていくことができる町づくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

【高齢者支援の充実】

- ①元気な高齢者の創出
- ②高齢者や介護者への支援体制の充実
- ③介護保険制度の円滑な推進
- ④介護予防の推進

(4) 主要施策

①元気な高齢者の創出

- ・高齢者が元気でいきいきと暮らしていくよう、地域における高齢者の活躍の場を拡大し、社会参加を促進します。

②高齢者や介護者への支援体制の充実

- ・住み慣れた自宅や地域での暮らしを継続できるよう、日常生活圏域の地域特性を考慮しながら、町内の福祉資源を活用した地域密着型サービスの計画的な整備を推進します。

③介護保険制度の円滑な推進

- ・介護保険申請及び認定調査の適正化を継続し、介護保険制度の公平性を確保します。
- ・在宅高齢者の日常生活自立支援のための適正なケアプラン作成を支援します。

④介護予防の推進

- ・地域に密着した支援の展開のため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
- ・二次予防事業対象者（要介護状態となるおそれの高い高齢者）の把握に努め、活動的で生きがいを持った高齢期を過ごせるよう、地域支援事業等の介護予防事業の推進を図ります。
- ・認知症に関わるサポーターなどの人材を育成し、さらに地域活動組織の育成、支援等を行い、ネットワークシステムを確立します。
- ・介護にあたる家族や介護者への支援体制の整備、高齢者虐待の防止に関するネットワークづくりを推進します。

(5) 施策目標

認知症サポーター数

232人 > 27年度：1,000人

二次予防事業対象者数

38人 > 27年度：70人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

100歳元気な町づくり



7. 地域福祉の充実

(1) 目的と方針

すべての町民が住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らしていくことができるよう、相互扶助意識の高揚を図り、多様な担い手が参画・協働する地域福祉体制づくりを推進します。

(2) 現状と課題

少子高齢化の急速な進行や、核家族化によって、複雑かつ多様化していく生活課題を解決していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、多様化する社会の中で社会的弱者は、一層厳しい状況に置かれています。

このため、すべての町民が地域の中で安心して暮らせるよう、町民や各種福祉団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会が中心となり、町民の社会福祉全般に関するさまざまなサービスを行っているほか、民生児童委員協議会や各種福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。

しかし、今後は、少子高齢化や核家族化の一層の進行により、一人暮らしや高齢者夫婦世帯、障がい者等の社会的弱者の増加が見込まれ、これに伴う福祉ニーズもますます複雑かつ多様化していくことが予測されることから、より多くの福祉活動への参画を促すことによって、町ぐるみの地域福祉体制づくりを進めいく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【地域福祉の充実】
 - ①地域福祉体制づくりの推進
 - ②福祉サービスの充実

(4) 主要施策

① 地域福祉体制づくりの推進

- ・社会福祉協議会や社会福祉法人等との連携のもと、啓発活動や福祉教育、福祉イベント等を通して町民の福祉意識の高揚を図ります。
- ・町民の主体的な活動を地域福祉の重要な担い手として位置付け、身近な地域を単位とした地域福祉体制づくりを促進し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。
- ・NPO法人やボランティア団体などの地域福祉活動を促すとともに、愛の輪訪問員など近隣住民による要援護者等の見守り活動を支援していきます。

② 福祉サービスの充実

- ・地域福祉活動計画、障がい者計画、高齢者福祉計画、次世代育成支援計画等の連携により、一元化した福祉サービスの提供と、満足度の高い福祉サービスの充実に努めます。
- ・町民が福祉サービスを安心して利用することができるよう、関係機関・団体等が一体となった総合的な相談及び情報提供体制の整備を図ります。

(5) 施策目標

地域福祉ボランティア会員数

321人 ➤ 27年度：400人

愛の輪訪問員

50人 ➤ 27年度：100人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

地域力の向上



8. 消防、防災の充実

(1) 目的と方針

あらゆる災害に強い町づくりを進めるため、消防や救急体制の充実を図るとともに、地域防災計画等に基づき、総合的な防災体制の確立を図ります。

(2) 現状と課題

近年、国内外で大規模な災害が多発し、安全・安心の町づくりに対する人々の意識が急速に高まり、全国的に消防・防災体制の強化が強く求められています。

本町には、5地区団14分団からなる消防団が組織されているほか、常備消防として1市4町からなる鳥取中部ふるさと広域連合による倉吉消防署が設置されており、互いに連携しながら消防、防災活動を行っています。

しかし、消防団においては、山間地域を中心とした過疎化や高齢化に伴う消防団員の確保や、昼間の消防力の維持、施設や設備の更新が課題となっているほか、常備消防・救急についても、高齢化等に伴い増加傾向にある救急ニーズへの対応、大規模災害に備えたさらなる広域化の推進等が求められています。

また、防災面においては、県境を越え近隣市町との応援協定の締結や、国民保護計画等に基づき防災訓練等を行いながら防災意識の高揚に努めてきましたが、今後、防災行政無線のデジタル化や、企業・関係機関との連携体制を充実していくなど、全町が一体となった防災体制を確立し、あらゆる災害に強い町づくりを進めていく必要があります。

さらに、本町には一日平均約1,000人の観光客が宿泊する観光の町でもあります。特に、夜間に観光客が集中する三朝温泉街と、世界遺産登録を目指す三徳山においては、大火災を想定した防災体制の重要性が課題となっています。

(3) 施策の体系

【消防、防災の充実】

- ①消防団等組織の強化
- ②自主防災意識の育成
- ③総合防災体制の強化

(4) 主要施策

①消防団等組織の強化

- ・地域や集落の人口動態や将来人口規模等を想定し、前計画期間内で示された消防団体制を検証するとともに、地域防災計画を実行するための消防施設や設備の充実を図ります。
- ・広域常備消防や救急体制のさらなる充実を進めるとともに、大規模災害に対応した防災、消防体制の強化を図ります。

②自主防災意識の育成

- ・広報、啓発活動の推進や防災訓練の実施等を通じ、日頃の防災意識を高めることで地域住民の育成を図ります。
- ・地域や集落ごとの自主防災体制を検討し、実態に即した初動態勢を整えます。

③総合防災体制の強化

- ・実情に即した防災の町づくりを推進するため、あらゆる場面や状況を想定し、地域防災計画等の指針の見直しを適宜行います。
- ・老朽化しつつある防災行政無線施設について、デジタル方式での施設として整備するとともに、被害の減少や、未然に防ぐためのシステムについても万全を期します。



(5) 施策目標

火災件数

2件 ➔ 27年度：0件

火災警報器の設置率

86.8% ➔ 27年度：100%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

自助・共助・公助

9. 防犯、消費者、交通安全対策の充実

(1) 目的と方針

犯罪や交通事故のない安全で住みよい町づくりに向けて、町民の意識の高揚と
自主的な活動の促進を基本に、防犯、交通安全体制の強化を図ります。

(2) 現状と課題

近年、凶悪犯罪の発生や犯罪の広域化等を背景に、防犯体制の強化が強く求め
られています。

本町では、倉吉警察署や地域の関係団体等と連携をしながら、防犯に関する啓
発活動や地域のボランティア団体による見守り活動、街灯の設置等を図り、犯罪
の未然防止に努めていますが、今後は、さらに犯罪の複雑かつ多様化が見込まれ
る一方で、人口減少と高齢化に伴う犯罪防止機能の低下も懸念されることから、
町民一人ひとりの防犯意識の高揚と町ぐるみの防犯体制を確立し、犯罪の起これ
にくい環境を整備する必要があります。

また、経済や情報化の進展に伴う商品取引方法の多様化に伴い、消費生活に關
するトラブルも多発しています。関係機関と連携しながら、悪徳商法の事例やク
ーリングオフの方法、消費者契約法の内容などを周知するなど、相談体制や啓發
の充実を図る必要があります。

一方、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が
高く、その安全対策の強化が求められています。

本町では、倉吉警察署や町交通対策協議会等と連携し、交通指導などの啓發活
動による交通安全意識の高揚や、交通危険箇所の点検などによる交通安全施設の
整備を進めていますが、今後も、高齢者の事故の割合も高齢化の進行に伴い増加
していくことが懸念されることから、町民誰もが被害者にも加害者にもならない
よう、より一層、交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整
備を計画的に進め、交通事故のない町づくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

【防犯、消費者、交通安全対策の充実】

①防犯対策の促進

②消費者対策の充実

③交通安全対策の促進

(4) 主要施策

①防犯対策の促進

- ・関係機関や団体と連携を図りながら、啓発活動を促進し防犯意識の高揚を図るとともに、地域での自主的な防犯意識を高める取り組みを進め、防犯体制を強化します。
- ・街灯の適正配置に努めるなど、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ・観光地における犯罪を未然に防止し、誰もが安心して生活できる犯罪のない町として啓発活動を行います。

②消費者対策の充実

- ・高齢者をはじめ、町民が消費トラブルに巻き込まれないよう、消費者相談機能を充実させるとともに、啓発活動を促進します。

③交通安全対策の促進

- ・町交通対策協議会やPTAなど、関係機関や団体との連携を図りながら、交通安全町民運動を展開し、町ぐるみで交通安全教育の強化を図ります。
- ・危険箇所の調査を行いながら、交通安全施設の整備を計画的に進めます。

(5) 施策目標

交通事故件数

9件 ➤ 27年度：0件

交通死亡事故件数

2件 ➤ 27年度：0件

刑法犯認知件数（人口1万人当たり）

70.5件 ➤ 27年度：50件

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

地域で守る地域の安全



10. 道路、交通網の充実

(1) 目的と方針

交通利便性のさらなる向上による町全体の発展可能性の拡大と、町民生活の質の向上に向け道路網の整備を促進するとともに、交流の促進を視野に、関係機関との連携を図り交通網の充実を目指します。

(2) 現状と課題

道路及び交通網は、町の骨格を形成するとともに、便利で安全な町民生活や活力ある産業活動、地域間の交流を支える重要な基盤です。

本町の道路は、国道 179 号、482 号を幹線として、主要地方道 4 路線と一般県道 10 路線の計 16 路線で全体の骨格を形成し、276 路線ある町道が、これら国・県道と集落とを結ぶ補助的な役割を果たしています。また、各地域や集落を結ぶ農林道は、林業振興と併せて地域に密着した生活道路としての重要な役割を果たしています。

このうち、国・県道では、歩道改良や幅員拡張などの未整備区間があることから、町民の生活道路としての機能性や安全性にも重視しながら引き続き整備促進に努める必要があります。また、観光客の交通アクセスの向上を目指し、高速交通体系と連携した整備はもとより、観光を主産業とする本町が全国や海外が身近に感じられるような環境となるよう、関係機関と一体となりながら交通網の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

一方、町民生活に密接に関係する町道は、すべての人が利用しやすい道路環境の整備を進める必要があるほか、冬期間の克雪対策への取り組みも重要です。また、広大な森林資源を有する本町にとって、農林業振興のため農道や林道についてもさらに整備を進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

【道路、交通網の整備】

①国道、県道の整備促進

②町道の整備促進

③農道、林道の整備促進

(4) 主要施策

①国道、県道の整備促進

- ・円滑な交通の確保と安全性の向上に向け、国道及び県道の整備促進や危険箇所の改良等を関係機関に働きかけます。
- ・JRや高速バス、空路の促進など、観光地として身近で便利な交通網として整備されるよう、関係機関と連携して整備促進に努めます。

②町道の整備促進

- ・町民との協働により、良好な道路空間の維持に努めるとともに、未改良道路の改良整備を計画的かつ効率的に進めます。
- ・降雪による交通の障害や、高齢者の生活不安、通勤通学に支障をきたさないよう、町民と行政の協働により、総合的な除雪対策に取り組みます。

③農道、林道の整備促進

- ・本町の資源をいかした農林業振興のため、農道林道整備を町道整備に沿った全体的な整備として推進します。

(5) 施策目標

町道改良率

60.2%

27年度：61.0%

町道舗装率

84.3%

27年度：85.0%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

便利で安全な道路環境



11. 公共交通の確保

(1) 目的と方針

町内唯一の公共交通機関であるバス路線について、積極的な利用を呼び掛けるとともに、路線や運行本数の確保を事業者に対し促進・支援することによって、町民の公共福祉の向上と、観光客の利便性の向上を図ります。

(2) 現状と課題

車社会の進展や生活様式の変化、少子化に伴う通学生や過疎化に伴う人口の絶対数の減少などにより、町内唯一の公共交通である路線バスの利用者は年々と減少してきています。

これらの対策として本町ではこれまで、乗車密度の低い路線の便数削減や系統の整理、路線の一部オンデマンド化等の対策によって路線を維持してきましたが、便数の減少は利用者数をも減少させ、運賃を引き上げなければならない悪循環を起こしております、町民に利用される公共交通機関への脱皮が急務となっています。

一方で、国や県の補助制度の見直しに伴い、利用率の低い路線は削減の方向にあります、通学が必要な児童・生徒や高齢者など、自らが交通手段を持たない町民にとって、路線バスの運行は欠かせないものとなっています。

このため、補助金の交付によるバス事業者への協力要請を続けていくことによって、路線バスの継続運行と運行回数を維持していくことはもちろん、利便性の向上と利用者拡大のため、定住自立圏域とも連携を図りながら公共交通の現状確認を行い、系統の見直しや低料金システムの検討、さらには地域協議会やNPO等による輸送支援を検討し、本町の実態に合った公共交通方策を導入していく必要があります。

また、路線バスの維持・確保に向けては、利用者が増えなければ困難です。利用者が増えるための制度の検討を進めるとともに、利用促進に向けて町民も真剣に考え、行政と共に協働して取り組んでいく姿勢が求められています。

(3) 施策の体系

- 【公共交通の確保】
 - ①バス路線の維持、利用促進
 - ②公共交通システムの確立

(4) 主要施策

①バス路線の維持、利用促進

- ・子どもや高齢者等の日常生活に欠かせない交通手段として、関係機関と連携のもと、バス路線の維持・確保に努めます。
- ・定住自立圏域における連携やJR、バス事業者等との連携を図りながら、利用実績及び利用者ニーズを把握することによって、運行系統やダイヤの充実に努めます。
- ・交通事故の減少等、バス利用のメリットに着目し、利用者が増えるための制度を検討していくとともに、PR活動を推進し、バスの利用促進に努めます。

②公共交通システムの確立

- ・国の生活交通路線維持への運行補助制度を活用する一方で、町営バスの運行や民間委託などの方策を検討し、本町に合った公共交通方策の導入を進めます。
- ・バス路線の未運行地域について、地域や団体等とも協働していきながら、地域の実情に合った支援策を促進します。
- ・観光二次交通としてのバス路線の活用によって、利用される交通のシステム化を研究します。



(5) 施策目標

広域路線バス・単町運行路線便数

18系統 76便 → 27年度：18系統 76便

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

利用者のための交通システムの形成

12. 上・下水道の安定確保

(1) 目的と方針

安全な飲用水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に進めるとともに、河川の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、全町域における下水処理率100%を目指します。

(2) 現状と課題

水道は、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない生活基盤施設であり、また、産業活動を支える重要な役割を担っていることから、不断の給水サービスを提供することが責務となっています。

本町の上水道は、昭和32年に共用を開始し、施設の拡張や老朽管の計画的更新に努め、現在の給水人口は4,845人で年間配水量は1,119t、有収水量は933tであり、有収率は83%となっています。今後、都市計画区域内では住宅の新築などにより水需要が増えてくることが予想されることから、これらの状況を踏まえて、施設の老朽化への対応、渇水及び自然災害に備えた新水源の確保、停電時等への対応など、いかなる条件のもとでも、安全な飲料水を安定供給できる体制を確立していく必要があります。

また、本町の簡易水道の普及率は98%であり、施設はほぼ整備されている状況にあるものの、昭和30年代から整備されてきた施設の老朽化が進んでいることから、既存施設の計画的な改良が急務となっています。

一方、下水道は、公共用水域の水質保全や居住環境の確保をはじめ、水環境の循環型社会形成への貢献など、多面的な役割を持つ重要な施設です。本町の公共下水道は、天神川関連の事業として処理しており、その処理面積は191.9ha、処理人口は4,508人となっています。これらの区域以外は、集落排水処理施設の整備が町内全域で完了したほか、公共下水や集落排水の届かない居住エリアについては個別合併処理浄化槽整備事業で対応。すべての町民が等しく快適な下水道環境を享受できる体制をつくり、町内全下水道化を目指しています。

今後は、下水道処理施設への完全接続の推進と、合理的な処理施設の維持管理が必要となっています。

(3) 施策の体系

- 【上・下水道の整備】
- ①上下水道施設の整備充実
 - ②上下水道事業の健全運営
 - ③全町下水道化の促進

(4) 主要施策

①上下水道施設の整備充実

- ・老朽化した施設や配水管を計画的に更新するとともに、耐震化や断水防止対策を進めることで、安定した給排水体制を確立します。
- ・応急復旧に必要な器具や機材を整備するとともに、隣接する市町と応援協定を結ぶなど、災害時の復旧活動を迅速に行うことができる体制づくりを進めます。
- ・上水道の新水源を調査し、安定した取水体制を目指します。

②上下水道事業の健全運営

- ・施設の管理及び運営体制の充実や経費の削減、料金体系の適正化を図り、事業の健全運営に努めます。

③全町下水道化の促進

- ・公共下水道及び集落排水処理施設区域における未接続世帯の接続を推進するとともに、個別合併処理浄化槽の整備を促進し、全町下水道化を目指します。

(5) 施策目標

上水道管路の耐震化率

1% ➤ 27年度： 5%

下水道、集落排水施設接続率

93%、87% ➤ 27年度：95%、90%



(6) “キラリ”と光るためのキーワード

美味しい水と、きれいな水環境

13. 定住の促進、住環境の整備

(1) 目的と方針

町の活力を生む定住の促進と多様なライフスタイルに応じた魅力ある住環境の実現に向け、定住にかかる各種施策を総合的に進めるとともに、町営住宅の整備や持ち家を促進するなど、総合的な住宅対策を講じます。

(2) 現状と課題

本町では、少子化による自然減と転入減・転出増による社会減が共に続き、その結果、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。この人口減少をどのようにして食い止め、さらには人口の流入に繋げていくかが大きな課題となっています。

この現象は特に、山間地域の集落になるほどその傾向が著しく現れ、利便性の高い地域や町外への人の流れによる過疎化の進行を招くとともに、集落としての維持が困難になっているという状況を招いています。

人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にかかる深刻な問題です。

このため、あらゆる定住環境にかかる施策を促進していくながら、現在、町内に住んでいる町民が“三朝町に住み続けたい”と思えるような魅力ある町づくりを継続し人口の流出を抑制していくことはもちろん、町内出身者が“いつか帰ってきたい”、町外居住者からは“三朝町に住んでみたい”と思える町づくりを進めていくことが求められています。

このため、「就職」「結婚」「子育て」「教育」「福祉」「医療」などといった、住み続けていくために最も重要な動機とされる社会環境の整備を効果的に組み合わせていきながら定住促進施策として推進していく必要があります。

一方で、定住を促進していくうえにおいて「住環境の確保」は、人々が安心・快適な生活を営んでいくためには欠かせないものであり、定住や移住に直結する重要な要素となっています。

本町には現在、恋谷・三朝・徳本・天神の4団地に88戸の町営住宅があり、住宅需要への対応に大きな役割を果たしてきました。

第2章 皆が“安全で安心して暮らす”町

しかし、これらの住宅は、昭和50年代前半に建設されたものが多く、老朽化が進んでおり、耐用年数を目前に控えた住宅が約43.2%となっているのが現状で、魅力ある住宅とは言えず、定住・移住対策の観点からみても、近年の多様なニーズに対応した建て替えや改良が急務となっています。

また、一般住宅については、持ち家率が84.8%と高いものの、特に山間地域においては、過疎化の進行に伴い年々、未利用住宅が増加している傾向にあります。このことは、集落機能の維持や防災的な観点、県域で取り組まれている移住促進の観点からも、未利用住宅活用への要請が増えつつあるものの、所有者等の事情等から、なかなか進展しない状況となっています。

このため、今後は、本町の住宅施策に関する総合的な指針を策定し、福祉的観点や定住促進等の視点を取り入れながら、町営住宅の建て替えや改良を進めいくとともに、民間による住宅開発と連携した住宅環境の整備、未利用住宅所有者の理解を得ながら進める未利用住宅の有効活用等について施策を進め、後継者及びUJITーン者の定住と住宅の安定供給を図っていく必要があります。



(3) 施策の体系

- 【定住促進と住環境の整備】
- ①集落機能の維持に向けた施策の展開
 - ②定住促進に向けた施策の展開
 - ③住宅施策に対する指針の策定
 - ④町営住宅の整備

(4) 主要施策

①集落機能の維持に向けた施策の展開

- ・町外からの定住促進と地域の活力向上に向け、町民等との合意形成を図りながら、町内の未利用住宅や未利用地の実態を調査し、活用可能な住宅や土地情報を希望者に提供していくことによって、定住の促進に努めます。
- ・本町への定住を希望する J I ターン者が、地域住民と融和しながら町内に住み続けていくことができるよう、定住コーディネーターを養成、配置していくなど、相談機能の充実を図ります。
- ・J I ターンに対する町民理解を深めるため、シンポジウムを開催する等、定住を促進していくための啓発を図ります。
- ・地域協議会や集落等とも連携していきながら、地域の人材や資源を活用した取り組みを進め、U J I ターン者が魅力を感じ、住み続けていくことができる環境づくりを目指します。
- ・過疎化が進む集落の機能を維持させていくため、同地域の資源や活用方策を研究します。

②定住促進に向けた施策の展開

- ・就学支援や就業支援、子育て支援、住宅支援等、定住促進に効果的な支援制度について、一体的な取り組みを進め、本町に“住み続けたい”と思える町づくりと、本町に“住んでみたい”と思える特色ある町づくりを目指します。
- ・民間等が取り組む結婚活動サポーター等と連携しながら、婚活事業に取り組みます。

第2章 皆が“安全で安心して暮らす”町

- ・情報基盤を活用し、時代に即した環境に対応しながら、“住んでみたい町・三朝町”的PRを進めます。
- ・全町をあげて定住促進に向けた施策を強力かつ集中的に推進していくため、その指針となる定住促進ビジョン（仮称）の策定を検討します。

③住宅施策に対する指針の策定

- ・実情に即した住宅施策を総合的に進めるため、後継者の定住やUJTIターン者の定住対策の指針となる計画を策定します。
- ・町内での住宅新築者に対する町産材の提供等、支援策を検討します。
- ・民間による住宅開発と連携し、住宅環境の整備を図ります。

④町営住宅の整備

- ・耐用年数の経過や利用者のニーズ、地域特性を踏まえながら、町営住宅の建て替えや改良を計画的に推進します。
- ・子育て世代の定住を促進していくため、若者に魅力のある町営住宅の建築と価格設定を検討します。



(5) 施策目標

社会動態増減数（転入者数－転出者数）

△72人 ➤ 27年度：0人

町営住宅戸数

88戸 ➤ 27年度：88戸

町営住宅の入居率

94.3% ➤ 27年度：100%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

住み心地のよい生活環境

第3章 皆が“主役で地域を大切にする”町

1. 活力ある地域づくりの推進

(1) 目的と方針

町民自らによる地域の実情に合った魅力ある地域づくり、共に支え合い助け合う地域づくりの実現に向けて、自治機能の向上を目指す条件整備を進めます。

(2) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、人々の価値観が多様化する中で、地域における連帯意識が希薄化し、本来の相互扶助機能の低下が全国的な社会問題となっています。

このような中、高齢者や障がい者、子育てへの支援、防災、防犯など、身近な地域の課題を地域で協力して解決していく自立した地域づくりに向けて、連携した地域の取り組みは、ますます重要になってきています。

本町においても、各集落や地域が主体となって、伝承されてきた祭りや伝統行事、スポーツ行事など、地域ごとに特色ある活動が展開されているものの、山間部になるほど、過疎化による人口減少に伴い、互いに協力し助け合っていく機能が低下しているだけでなく、田畠や山林の荒廃に加え、集落の維持そのものが困難な状況となっている現状さえあります。

また、高齢者支援、防災、防犯、環境、福祉など、行政だけでは対処しきれない町民生活に直結する地域の課題が多様化・深刻化していくなかで、これまで地域をリードしてきた人達の固定化や地域役員の兼職化、高齢化といった課題もますます進行してきていると言えます。

このため、今後は、少子高齢化による過疎化の進行など、社会・経済情勢を見通し、集落や地域の状況を見据えたうえで、施設面での支援に加え、ソフト面での支援を充実していくなど、互いに支え合う地域形成に向けての総合的な条件整備を進めていく必要があります。

一方で、高齢化の進行は、豊富な経験に裏打ちされた豊かな知識にあふれる人材が地域で暮らし続けているということを意味しています。この貴重な人材を地域の資源としてとらえ、世代間の交流や地域における活躍の場を持つことによって、魅力ある地域づくりを進めていくことが大切です。

(3) 施策の体系

【活力ある地域づくりの推進】

- ①地域拠点施設の整備支援
- ②地域協議会を活動主体とする支援
- ③地域連携意識の啓発

(4) 主要施策

①地域拠点施設の整備支援

- ・地域の活動拠点となる集会施設等の施設の整備、老朽化した施設の改修を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。

②地域協議会を活動主体とする支援

- ・地域住民の主体的な地域活動の促進に向け、教育・文化・福祉・防災・防犯・環境など、関連部門との連携のもと、地域協議会を活動主体としながら、ソフト面での有効な支援を図るとともに、集落や地域の相互支援体制の確立に努めます。
- ・豊富な経験と知識を持った高齢者の活躍の場を創出し、地域に潤いをもたらす活動の支援と、地域の実情に合った新しい発想の地域づくりを推進します。

③地域連携意識の啓発

- ・地域連携に関する啓発活動の推進や学習、交流機会の提供等により、地域連携に対する意識の高揚及びリーダーの育成を図ります。

(5) 施策目標

地域協議会活動拠点施設

6 施設 ➤ 27年度：6 施設

地域・集落協働活性化事業

0 団体 ➤ 27年度：6 団体

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

自分を活かす、仲間をつくる



2. 協働の町づくりの推進

(1) 目的と方針

町民と行政が知恵と力を合わせた協働の町づくり、各種の地域づくり団体や民間が共に公共を担う新たな時代の町づくりに向けて、情報・意識の共有化や新たな関係の構築を進めます。

(2) 現状と課題

限られた財源を有効に活用しながら、複雑・多様化していく行政課題に対応しつつ、魅力的で自立した町づくりを進めていくためには、町民と行政とが町づくりに向けた“夢”、町や地域が抱える“危機感”を共有しながら、それぞれの役割への理解を深め、協働の町づくりを進めていく必要があります。

本町では、町報やケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等を通じて情報発信を行い広報活動に努めているほか、各地区施設等に受付箱を設置している「町民の声」、職員による「幸便制度」等に取り組みながら、町民の意見や要望の反映に努めています。

また、町民参画による開かれた町政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例のもと情報公開を推進しているほか、審議会・委員会の設置や、各種町民参加による会議の開催等を通じながら、町の計画づくりへの町民参画の促進、地域づくり団体・ボランティア団体等の育成に努めています。

単独での町政を選択した本町にあっては今後も、町全体が一つになった町づくりを継続していくことができやすい環境の町であるという特性をいかしながら、町民と行政との情報・意識の共有化や、多様な分野における新たな関係の構築を進め、協働の町づくり、町民や民間、関係団体が共に公共を担う新たな町づくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

【協働の町づくりの推進】

①広報・公聴活動の充実

②情報公開の推進

③町民及び民間団体等の参画、協働の促進

④地域づくり団体等の育成

(4) 主要施策

①広報・公聴活動の充実

- ・より見やすく親しまれる広報紙づくりを行うとともに、各種の情報媒体を通じた広報活動の一層の充実を図ります。

②情報公開の推進

- ・公正で開かれた町政を推進するため、町民への説明責任を果たすことはもとより、個人情報の保護に留意しながら、情報公開を推進します。

③町民及び民間団体等の参画、協働の促進

- ・各種行政計画の策定や評価、見直しへの町民参画と協働体制の充実を図り、政策形成段階からその見直しまでの町民の参画と協働を促進します。
- ・行政が行うことと、町民あるいは民間団体等が行うこととのすみ分けを明確化し、指定管理者制度の活用や民間委託の推進等により、公共施設の整備及び管理や、公共交通サービス提供等への町民あるいは民間団体等の参画と協働を促進します。

④地域づくり団体等の育成

- ・情報提供や学習機会の提供、交流等の場の提供等を通じ、今後の町づくりの担い手となる地域づくり団体、ボランティア団体、NPO等の育成に努めます。

(5) 施策目標

NPOを含む町づくり団体数
46団体 → 27年度：51団体

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

町民と行政が力を合わせて



3. 人権の尊重

(1) 目的と方針

あらゆる差別と偏見を許さない人権尊重のまち・三朝町の実現を目指し、町民ニーズに即した人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

(2) 現状と課題

わが国ではこれまで、人権尊重社会の確立に向けて様々な取り組みが進められてきましたが、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見が今もなお存在しています。また、国際化や情報化、高齢化の進行等に伴い、人権に対する新たな課題も生じてきています。

本町ではこれまで平成10年度に「三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例に基づく活動指針」を策定し、その指針のもとに、学校や企業、地域等が一体となりながら、人権・同和教育講座の開催や部落学級（人権学習）の開催等を通して、教育・啓発施策を推進してきました。

しかし、近年では、講座等のマンネリ化による参加者の固定化や参加者数の減少が見られることから、より多くの町民の参加を観点に、町民ニーズに合わせた学習内容の充実や地域の実情に合わせた参加者の利便性等も考慮に入れながら、時代に合ったきめ細やかな活動を展開していく必要があります。

このため、今後は、関係機関や団体等との連携をさらに強め、実践的な学習内容の充実や効果的な学習機会の手法を検討し、さらに新たな課題も織り交ぜていきながら、人権問題全般の解決に向けた学習と啓発活動を推進していく必要があります。

(3) 施策の体系

【人権の尊重】

- ①人権学習の充実
- ②町ぐるみの実践活動の展開
- ③人権教育・啓発推進体制の充実

(4) 主要施策

①人権学習の充実

- ・町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気付く視点を持ち、反差別の人権感覚を育んでいくための学習を推進します。

②町ぐるみの実践活動の展開

- ・学習で深めた人権意識を知識として留めるだけでなく、日常生活の中で実践できるよう、町ぐるみで、あらゆる差別と偏見を許さない人権感覚を育てます。

③人権教育・啓発推進体制の充実

- ・日常生活の中で常に人権感覚を磨くことができるよう、家庭や学校、地域や職域等、町ぐるみの人権教育と啓発推進体制を整え、効果的かつ継続的な推進を目指します。
- ・人権擁護委員や民生委員、児童委員等と連携を図りながら、きめ細かな相談体制を整え、問題の早期解決に向けるほか、人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

(5) 施策目標

部落学級への参加者数

650人 > 27年度：1,000人

町民人権集会への参加者数

250人 > 27年度：400人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

育て、高め、磨く人権感覚



4. 男女共同参画社会の実現

(1) 目的と方針

男性も女性もみんながその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分にいかし、男女が共に主体的に生きることができる社会の実現を目指します。

(2) 現状と課題

21世紀という新たな時代を迎えるにあたり、男女が共に社会に参画し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、我が国にとって最も重要な課題とされています。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その後さまざまな法整備や男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や取り組みが行われてきました。

しかしながら、社会制度や慣習など依然として職場や家庭・地域のなかには「男は仕事、女は家事・育児・介護」という性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。

本町においてもさまざまな施策を行ってきましたが、女性の意思決定過程への参画など不十分な分野が少なくなく、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

(3) 施策の体系

【男女共同参画社会の実現】

- ①政策、方針決定等への男女共同参画の推進
- ②性別による固定的役割分担に基づく社会の制度や慣習の見直し
- ③教育、学習機会の充実
- ④女性に対する暴力のない社会の実現
- ⑤女性の健康の支援

(4) 主要施策

①政策、方針決定等への男女共同参画の推進

- ・審議会などへの女性の参画を進めます。
- ・地域や各種団体での方針決定過程について、女性の参画拡大を目的とした広報や啓発を行います。

②性別による固定的役割分担に基づく社会の制度や慣行の見直し

- ・町の広報紙、ホームページを積極的に利用した啓発活動や情報の提供を行います。
- ・町が発行する印刷物等に性別による固定的な役割分担意識を連想させるような表現を使用しないよう努めます。

③教育、学習機会の充実

- ・部落学級等を活用した研修を行います。
- ・生涯学習を充実（講座の充実）します。

④女性に対する暴力のない社会の実現

- ・被害者、加害者などの相談体制を充実します。

⑤女性の健康の支援

- ・母子保健事業を充実します。

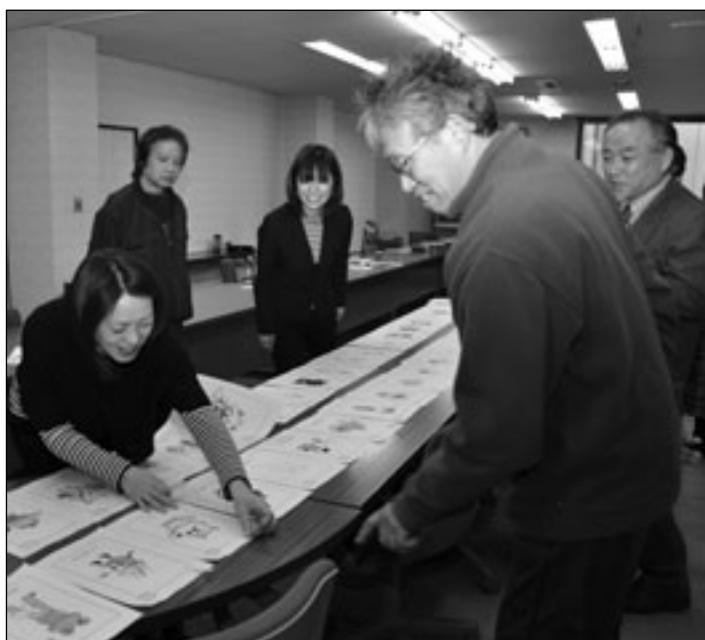
(5) 施策目標

各種委員の男女割合

12% → 27年度：40%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

「参加」から「参画」へ



5. 生涯学習の推進

(1) 目的と方針

町民一人ひとりが生涯を通じて自発的に学習に取り組み、いきいきと豊かな人生を過ごすことができるよう、町民ニーズに対応した町民主体の学習活動を促進する環境整備を進めます。

(2) 現状と課題

すべての人が生涯にわたって主体的に学習活動や社会参加を行うことによって、自己を高め、その成果が地域づくりに生かされる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、町総合文化ホールや図書館、各地区公民館を拠点に、様々な講座や教室を開催しているほか、生涯学習に関する啓発活動や情報提供、関連施設の整備充実、活動団体への支援等を行いながら、生涯学習の促進に努めています。

しかし、学習内容や参加者の固定化への対応や新たな指導者の確保、各地域協議会を主体とした町民主体の活発な学習活動の促進等が課題となっており、ソフト面での総合的な取り組みが求められています。

このため、生涯学習に関する町民意識の一層の高揚を図るとともに、学習施設の計画的な整備や指導者の確保、町民ニーズを的確に捉えた特色ある学習機会の提供を行うなど、生涯学習推進体制の充実を図る必要があります。

また、豊富な知識と経験を有する高齢者の知恵を地域の資源としてとらえ、各地域協議会とも連携しながら、世代を超えた交流学習等を進めるなど、すべての町民が生涯にわたって自発的に学び続けた成果が地域に還元される、町づくりの一環としての学習環境づくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

- | | |
|-----------|---|
| 【生涯学習の推進】 | ①町民の学習参加意欲の向上 ②人材の活用と活動の場の充実 ③魅力ある学習機会の提供 |
|-----------|---|

(4) 主要施策

① 町民の学習参加意欲の向上

- ・広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等の活用を図り、効果的に学習情報を提供することによって、町民の学習参加意欲の向上を図ります。

② 人材の活用と活動の場の充実

- ・高齢者の活躍の場としての視点を持ち、新たな指導者の発掘と育成を図るとともに、学校教育部門とも連携を図りながら活躍の場の確保に努めます。
- ・学習内容を充実していくための施設等の整備に努めます。
- ・各種の学習活動団体や各地域協議会との連携を図りながら、地域の実情に即した生涯学習推進体制の整備を進めます。

③ 魅力ある学習機会の提供

- ・社会情勢の変化や地域の特性、町民ニーズを的確にとらえながら、特色ある講座や教室の開催に努めます。
- ・各地域協議会との連携を図り、学習機会を増加するとともに、学習成果の地域への還元を見据えた生涯学習環境を整えます。

(5) 施策目標

生涯学習講座の開催回数

14回 → 27年度：20回

みさき図書館貸出冊数

120,000冊 → 27年度：130,000冊

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

いきいきと

暮らしが実感できる生涯学習



6. スポーツ活動の推進

(1) 目的と方針

町民の健康・体力づくりと活力ある地域づくりに向け、スポーツ活動への参加機会の充実とスポーツ施設の整備充実を図り、全町民が生涯にわたってスポーツ活動に取り組める環境づくりを目指します。

(2) 現状と課題

スポーツは、人々の心身の健全な発達に貢献するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に必要不可欠なものとなっています。

本町では、町民誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、“町民ひとり一スポーツ”を目標に掲げ、町体育協会等との連携やスポーツ団体の育成支援を行いながら、生涯スポーツの定着や年齢層に応じたスポーツの普及に努め、講習会や大会を通してスポーツ活動の普及に努めています。

このような中、町体育協会加盟の団体やスポーツ少年団、老人クラブ、町民スポーツサークル等において多様なスポーツ活動が行われているほか、各地域協議会においても自主的なスポーツ活動が展開されています。

しかし、少子化による若者の減少や個人の価値観の多様化等により、町主催の各種大会等への参加者の固定化やスポーツ人口が減少していく傾向にあることから、今後は、全町的な生涯スポーツ施策を抜本的に見直していくことによって、誰もが、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを整備していく必要があります。

また、体育施設についても、屋内、屋外の各施設とも老朽化が進んでいる状況にあることから、安全にスポーツ活動に取り組むことができるよう、施設を計画的に改修していく必要があります。

(3) 施策の体系

【スポーツ活動の推進】

①スポーツ活動の普及と推進

②多様なスポーツ活動の普及

③社会体育施設の利用促進

④町民運動会の復活

(4) 主要施策

①スポーツ活動の普及と推進

- ・各種団体の協力体制を確立し、講習会や大会等を開催するとともに、誰でも気軽に参加できるスポーツ環境を整備します。
- ・町民の自発的なスポーツ活動を促進するため、各種スポーツ団体の活動に対する支援充実を図ります。
- ・スポーツリーダーとなる体育指導委員等の確保と育成に努めます。

②多様なスポーツ活動の普及

- ・生涯スポーツ振興の観点から、年齢に関係なく誰でも気軽に生涯にわたって親しむことができるニュースポーツの普及を図ります。

③社会体育施設の利用促進

- ・老朽化の状況や利用ニーズを踏まえ、既存施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り利用促進に努めます。

④町民運動会の復活

- ・町民が心を一つにして熱い思いを取り戻す機会として、町民運動会を復活します。

(5) 施策目標

町体育行事への参加者数

2,000人 > 27年度：2,500人

社会体育施設の利用人数

23,000人 > 27年度：25,000人

町民運動会開催回数

0回 > 27年度：1回

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

いつでも どこでも だれでも
気軽に楽しむ 生涯スポーツ



7-1. 文化の振興

(1) 目的と方針

心の豊かな暮らしの確保と地域文化の伝承と創造に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。

(2) 現状と課題

近年、物質面の充足だけでなく、心の豊かさや感動、安らぎといった精神的な豊かさを求める傾向が強まり、文化芸術に対する関心が高まっています。

本町では、町総合文化ホールやみさき美術館を拠点として、23の文化芸術団体が活動しているほか、町総合文化ホールでは、音楽イベントや講演会等の自主運営事業、芸能文化祭等の地域や小中学校の文化行事等が行われています。町では、これらの活動を支援するとともに、町文化団体連絡協議会とも連携しながら文化芸術の振興に努めています。

しかし、高齢化の進行に伴い各文化芸術団体では、会員数は減少傾向にあり、活動を促進していくためには会員の増加を促すための抜本的な対策を講じる必要があります。また、多様化する住民ニーズに応えるための活動団体を育成していくことも課題となっています。

一方で、文化芸術活動は、人々に精神的な豊かさを与えるだけでなく、町の個性や独自性を生み出す重要な要素であり、町づくりに密接にかかわっていると言えます。郷土芸能等の各地域で伝承されてきた貴重な文化を次代へつなげていくための後継者の育成や、各地域協議会とも連携を図りながら地域ならではの特色ある文化を守り育てていく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【文化振興】
 - ①文化団体等の支援と後継者育成
 - ②文化芸術機会の充実
 - ③文化施設の整備充実

(4) 主要施策

①文化団体等の支援と後継者育成

- ・町民の自発的な文化芸術活動を促進するため、町文化団体連絡協議会等と連携しながら文化芸術団体の育成を図ります。
- ・文化芸術団体のリーダーとなる指導者の確保と育成を図るほか、多様化する町民ニーズに対応できる指導者の確保と育成に努め、積極的に周知することによって、町民の文化芸術活動への参加促進を図ります。

②文化芸術機会の充実

- ・町文化団体連絡協議会や各地域協議会等と連携を図り、町総合文化ホールや各地域協議会を拠点とした文化芸術事業を充実させる取り組みを進めます。
- ・町民の参画と協働の視点で、誰もが気軽に文化芸術に触れることのできる環境づくりを目指します。

③文化施設の整備充実

- ・町総合文化ホールの一層の有効活用に向け、運営体制の充実に努めます。また、周辺市町にある文化施設との連携強化を図ります。
- ・みささ美術館の運営について、有効活用に向けた施策を検討します。

(5) 施策目標

文化サークル団体数、加入者数

23団体 250人 > 27年度：23団体 300人

町総合文化ホール利用者数

43,000人 > 27年度：45,000人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

好奇心をゆさぶる文化活動の町



7-2. 文化財の保護・活用

(1) 目的と方針

三朝町の豊かな自然と優れた文化の象徴である文化財を正しく理解し、適切な保護措置を講ずることで、町民共有の宝として次代に継承します。また、文化財の活用を通じて町民の文化的向上を図ります。

(2) 現状と課題

三朝町には、国宝三仏寺奥院（投入堂）を擁する三徳山を中心として、国指定13件、県指定10件、町指定21件の指定文化財と、国の登録有形文化財11件が存在します（平成23年1月31日現在）。

平成13年から取り組んでいる三徳山世界遺産登録運動の一環として、三徳山の自然と歴史の総合的な調査研究を実施するなど、従来の文化財の枠組みを越えた調査を行っています。この成果等を踏まえた文化財の価値の再検討により、近年は新規の指定や、指定の格上げが相次いで行われている状況です。

一方、文化財の定義や保護のあり方は不变のものではなく、社会構造や価値観と連動して変化しています。三朝町としてこの状況に対応するため、平成22年に三朝町文化財保護条例を改正するなど、保護施策の整備拡充を図っているところです。

三朝町では高齢化や過疎化が急速に進んでいることから、文化財は散逸や消失の危機に瀕しています。これに対応する文化財保護や継承のあり方について、早急に検討が必要です。また、観光や町づくり等に文化財を活用するニーズが高まっていることから、文化財の保護を前提としつつ、適正なバランスを保った活用のあり方を検討する必要があります。

(3) 施策の体系

- 【文化財の保護・活用】
 - ①文化財の調査
 - ②文化財の保護
 - ③文化財の活用

(4) 主要施策

①文化財の調査

- ・三徳山世界遺産登録運動の一環として、三徳山・小鹿渓を中心に、自然と歴史についての総合的な調査研究を実施します。
- ・町内の文化財の調査を実施し、その価値を正しく認識します。
- ・文化財の保存管理の状況について適時調査を実施し、把握に努めます。

②文化財の保護

- ・調査の結果を踏まえ、町指定にふさわしい価値が認められる未指定の文化財については指定を行い、適切な保護を図ります。国・県指定にふさわしい優れた価値が認められる町指定や未指定の文化財については、国・県に指定を働きかけます。
- ・文化財の修理等を行う所有者等に対し、助言や経済的な支援を行います。
- ・三徳山・小鹿渓の管理団体として、適切な管理を行うとともに、保存管理計画の見直しと策定を進めます。

③文化財の活用

- ・文化財の価値の周知を通じて、町民の文化財に対する理解を助けるとともに、町外への情報発信を行います。
- ・文化財の保護を基本としながら、地域独自の資源として観光や町づくり等に活用し、町のイメージアップを図ります。

(5) 施策目標

町、県、国文化財数

55件

27年度：73件

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

世界遺産登録を目指す

国宝三仏寺奥院「投入堂」



8. 國際化、交流活動の推進

(1) 目的と方針

國際化の一層の進展、交流の時代に対応した町づくりを進めるために、外国人が行動しやすい環境づくりを進めるとともに、国際理解の推進による人材の育成、国内外との交流活動の促進に努めます。

(2) 現状と課題

交通や通信手段の発達等により、人や物、情報など、交流の飛躍的な拡大に伴い、経済活動から住民生活に至るまで、国際化が一層進展しています。

本町においても、国際社会に対応するため、交流姉妹都市提携や交流促進協定に基づき、小さな国際文化都市を目指して地道な交流活動を開催しているほか、国際交流員や外国語指導助手の活用による幼児・学校教育の充実、町民を対象としたフランス語講座、国際料理教室の開催など、身近な地域社会における国際化が進んでいます。

また、本町には、世界的な研究機関があることにより、研究者など50人近い外国人が居住している町でもあります。

今後、観光分野も含めて国際化がますます進展していく中で、将来を担う若者の育成や異なる文化・価値観を認め合う開かれた地域社会づくり、外国人が行動しやすい環境づくりが一層重要になってくることが予想されることから、人材育成の一層の推進をはじめ、外国人向けの生活情報の提供や、訪れる外国人にわかりやすい案内標識の設置、町民が主体となった国際交流活動の促進等に取り組んでいく必要があります。

また、過疎化に伴い人口が年々と減少していくなかにあって、新たな活気を生むためには、さまざまな交流を促進していくことが必要です。国内交流はもとより、世代間の交流、地域での交流など、あらゆる分野での交流促進による地域の活力づくりが求められています。

(3) 施策の体系

【国際化、交流活動の推進】

- ①国際化、交流活動の推進
- ②外国人に優しい町づくりの推進
- ③幅広い交流の展開

(4) 主要施策

①国際化、交流活動の推進

- ・幼児、学校教育における国際交流員や外国語指導助手の活用等による幅広い教育の充実やフランス語教室の充実など、将来を担う国際人の育成に努めます。
- ・国際感覚豊かな人材育成に向け、中・高校生等の留学制度について検討します。
- ・町民主体の交流活動を推進するため、活動の中心となる民間団体の育成を図ります。
- ・国際交流事業に関する情報提供を行い、町民の参画を促進します。

②外国人に優しい町づくりの推進

- ・居住する外国人や訪れる外国人が行動しやすい開かれた町づくりに向けて、多言語版の生活ガイドブックの作成、外国語併記の案内標識を設置します。

③幅広い交流の展開

- ・町の活力が生まれるよう、地域や町民を主体とした交流を推進します。
- ・世代間の交流を積極的に支援します。

(5) 施策目標

国際交流員、外国語指導助手人数

2人 ➤ 27年度： 2人

国際交流人口（友好姉妹都市交流者数含む）

1,000人 ➤ 27年度：1,500人



(6) “キラリ”と光るためのキーワード

国際理解の町づくり

9. 環境保全、資源の活用

(1) 目的と方針

水と緑の美しい自然環境と景観を誇る町として、その資源に誇りを持ちながら次世代へ引き継いでいくため、集落の生活環境から世界の環境につながる多様な環境問題に取り組み、地域特性をいかした快適な環境づくりを進めます。

(2) 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題から、地域の身近な環境問題に至るまで、様々な環境問題を背景に環境保全の重要性が叫ばれ、次世代に継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められています。

本町ではこれまで、下水道の整備による河川の水質改善や、農地や山林整備に代表される美しい自然環境の保全をはじめ、個々の家庭や事業所から出されるごみの減量対策、公害・不法投棄の防止対策などに取り組み、着実にその成果を上げてきました。

また、年間約 35 万人の観光客が宿泊する三朝温泉では、生ゴミの減量化と再資源化を目的に「生ごみリサイクルプラント」と「バイオディーゼル燃料精製プラント」を稼動させ、その取り組み範囲を除々に全町へと広げていくなど、循環型社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

さらに、本町の広大な森林が生み出す豊富な水は、その地形と相まって町内にある水力発電所では、自然の力を膨大なエネルギーに換えています。

今後、こうした環境やエネルギーに対する取り組みは、時代の要請に即した地球環境の保全をはじめ、快適な環境づくりや町の魅力の向上につながるものとして、本町の町づくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、これまでの取り組みを発展させながら、多面的な環境とエネルギー施策を推進していく必要があります。

一方、精神的な豊かさを重視する傾向が強まる中で、景観に対する人々の関心も高まりをみせています。特に、観光を主産業とする本町にあっては、四季折々に美しく姿を変える自然景観は、まさに地域の資源であると言えます。良好な景観の保全に向けて取り組みを進めていく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【環境保全、資源の活用】
- ①環境保全対策の推進
 - ②地球温暖化防止対策の推進
 - ③景観保全対策の推進

(4) 主要施策

①環境保全対策の推進

- ・生ごみの自家処理の奨励や分別収集の徹底、循環型社会への取り組みをさらに広げ、ごみの減量化や再資源化を推進します。

②地球温暖化防止対策の推進

- ・省エネルギー運動の促進、水力・太陽光発電など新エネルギーの利用促進を図るなど、エネルギー消費量の削減に向けた取り組みを推進します。
- ・地球温暖化防止計画に基づき、行政が率先して温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組むことはもちろん、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。

③景観保全対策の推進

- ・景観保全に取り組んでいる自主的な活動を支援するとともに、全町が一体となって景観保全に向けた取り組みを進めます。
- ・景観行政団体として認定を受け、後世にわたって町の景観を保全していきます。

(5) 施策目標

ごみ年間総処理量（千人当たり）

300 t → 27年度：250 t

一般廃棄物リサイクル率

27% → 27年度：35%

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

地球にやさしい町づくり



第4章 “連携による効率的な”町

1. 情報化の推進

(1) 目的と方針

町民サービスの向上と町全体の活性化を視野に、情報化の一層の推進やケーブルテレビ網等による情報通信基盤の充実のもと、整備された情報基盤を有効活用し、電子自治体の構築と町全体の情報化を推進します。

(2) 現状と課題

携帯電話やパソコン、これらを活用したインターネットの普及に伴い、誰もが様々な情報を手軽にかつ瞬時に受発信できるようになったほか、行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築も進んでいます。

本町ではこれまで、光ケーブルの整備により町内のはぼ全域でケーブルテレビの視聴やインターネットへの接続が可能となったほか、民間事業者の参入により、町内どこでも携帯電話が使用できるようになるなど、急速に情報環境が整ってきたと言えます。

また、行政内部の情報化についても、事務の効率化に向けた各種システムの導入や光ケーブルによる公共施設間の接続、さらにはホームページの作成・活用など、情報化に向けた各種の取り組みを進め、着実にその成果を上げてきました。

今後、情報化は、町民生活の質的向上や行政運営の効率化、さらには町全体の活性化を支える社会基盤として、これまで以上に重要な役割を担うことが見込まれることから、これまでの取り組みをさらに発展させながら、情報基盤の充実のもと、電子自治体の構築と町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

また、町の立地から、これらの情報技術を有効に活用した町づくりが必要で、双方向の通信手段等も検討していく必要があります。

(3) 施策の体系

- 【情報化の推進】
 - ①情報通信基盤の充実と活用
 - ②情報化の推進による行政サービスの向上

(4) 主要施策

①情報通信基盤の充実と活用

- ・携帯電話が町内全域で通信できるようになったことに伴い、町民が各種の行政情報を手軽かつタイムリーに入手できるよう情報環境の整備を進めます。
- ・町民が町政に気軽に参画・協働することができるよう、情報基盤の内容充実と有効活用を図ります。
- ・全国に地域情報やイベント情報を発信し、効果の高い観光等のPRを展開します。
- ・情報関連学習を進め、情報化に対応した人づくりと、情報格差の是正を推進します。

②情報化の推進による行政サービスの向上

- ・電子自治体の構築をさらに進めるため、既存ネットワークの維持・充実に努めるとともに、電子申請・収納システム等を充実するなど、町民サービスの向上と効率化に向けた取り組みを進めます。

(5) 施策目標

携帯端末を用いた情報提供システムの構築

0 システム → 27 年度：教育、子ども支援、防災情報等 5 システム

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

つなげる町づくり



2. 計画的な自治体経営の推進

(1) 目的と方針

「中央集権」から「地方分権」へという大きな時代の潮流を踏まえて、地域のことは自分たちで決め、責任を持つ「自己決定、自己責任」の原則に立ち、自主・自立をモットーに、町民と協働し、持続可能な自治体経営を進めます。

(2) 現状と課題

「自主・自立」をモットーに、自らの行政システムを変革し、町民の安心・安全を一層強固なものにするため、平成17年4月に「三朝町の自立に向けた変革のための行動計画」を定め、同計画に基づいて、行財政改革を積極的に推進してきました。

具体的には、職員定数の適正化、職員給与の適正化、職員の資質向上など、時代に即した行政組織・機構の見直しを行ってきました。また「指定管理者制度の導入や民営化の推進」「受益者負担の原則の徹底」「地域協議会の設置」など、関係団体や町民と協働した取組も同時に進め、効率的な行政運営に大きな成果を上げてきました。

一方、国は、地域主権戦略大綱を策定し「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「ひも付き補助金の一括交付金化」などを進めようとしていますが、まだ、目に見える成果は表れていません。

町では、国の地方分権改革の流れを踏まえて、自立に向けた変革のための行動計画を見直し「人材育成のための人事評価制度の導入」「公共・行政施設の民営化の推進」「町民と協働した行政事務の推進」などに積極的に取り組み、持続可能な自立した基礎自治体を目指していく必要があります。

(3) 施策の体系

【計画的な自治体経営の推進】

- ①行政組織・機構の見直し
- ②行政事務の効率化
- ③財政運営の効率化

(4) 主要施策

①行政組織・機構の見直し

- ・効率的な行政運営が図れるよう組織・機構を整備します。
- ・職員数の適正化、職員給与の適正化に努めます。
- ・人事評価制度を導入し、人材育成に取り組みます。

②行政事務の効率化

- ・保育園など公共・行政施設への民間活力の導入を検討します。
- ・地域協議会やN P O 法人などへの行政事務の委託を検討します。
- ・公共料金や公共事業の受益者負担のあり方を考えます。

③財政運営の効率化

- ・補助金のあり方の見直しや民間委託を推進するなど、事務事業の見直しを図ります。
- ・滞納整理の推進、使用料や手数料等の受益者負担を見直し、自主財源を確保します。

(5) 施策目標

職員数の削減

103人 → 27年度：96人

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

自己決定、自己責任



3. 広域連携の推進

(1) 目的と方針

地域の発展のためには隣接する市町との連携が必要です。広域連携によって、共通課題の解決を目指すとともに、圏域資源を相互活用することによって圏域全体の振興を図ります。

(2) 現状と課題

鳥取県中部圏域の1市4町では、古くから歴史や地理的に強いつながりを有し、共同事務の分野においても、し尿やごみ処理、消防など広域行政に成果を挙げてきました。そして、平成10年には、鳥取中部ふるさと広域連合を設立し、固定資産評価審査及び税の滞納処理、介護保険の認定審査といった業務の共同処理に取り組んできたほか、平成22年には広域観光、広域産業の振興など、さらなる事務を共同化しながら連携を深めています。

一方、中部圏域においては、倉吉市が中心市となり定住自立圏の構築を掲げ、圏域としての生活に必要な機能の確保や自立を促す施策、魅力ある地域を形成していくための施策等の展開により、圏域全体の発展を目指した取り組みが進められようとしています。

このため、今後も、企業誘致や産業振興、公共施設の活用、公共交通の確保、交通アクセス整備、子ども・高齢者支援等の分野においてもさらに連携を強め、圏域全体として豊かで魅力のある地域づくりを推進していく必要があります。

また、広域連携は県内だけではなく、県境を越えて隣接する市町とも連携を強めていく必要があります。

現状では、鳥取・岡山連携推進協議会の設立による近隣市町村での共通課題解決に向けた取り組みや、県境を越えて結ばれた消防相互応援協定の締結など、行政レベルでの連携が始まったばかりですが、各市町村の資源や魅力を補完し、有効活用できるような協力体制を築いていく必要があります。

(3) 施策の体系

【広域連携の推進】

①中部圏域市町等との連携

②県境を越えた交流の促進

③中部医師会立三朝温泉病院の機能充実支援

(4) 主要施策

①中部圏域市町等との連携

- ・周辺市町との連携のもと、鳥取中部ふるさと広域連合広域計画に基づき、広域施策、共同事業の効率的な推進に努めます。
- ・倉吉市との定住自立圏構想等の具体化の動向を勘案しながら、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。
- ・県及び市町の連携・共同事務の検討を進め、それに基づく取り組みを推進します。

②県境を越えた交流の促進

- ・鳥取岡山連携推進協議会での取り組み等、県境を越えた隣接市町村とも連携を図りながら、共通課題の解決や地域の魅力向上に向けた取り組みを推進します。

③中部医師会立三朝温泉病院の機能充実支援

- ・広域的な医療施設である三朝温泉病院の病棟新築工事等に向け、広域的な支援活動を推進します。
- ・地域医療のシステムを築くため、本町の保健事業との連携を確立します。



(5) 施策目標

定住自立圏構想協定実施項目

0項目

→ 27年度：10項目

(6) “キラリ”と光るためのキーワード

地域資源の相互活用

第5章 基本計画における施策目標一覧表

| 基本目標と政策 | 政策実現のための施策 | 施 策 目 標 | | |
|---|-----------------------|--------------------|----------|----------|
| | | 施策項目 | 平成22年度 | 平成27年度 |
| 【第1章】 皆が“誇りをもって 活躍できる”町 ・観光地三朝の確立 ・三朝ブランドの確立 ・就労の場づくり ・産業の担い手の育成 | ①観光業の振興 | 国内年間宿泊者数 | 350,000人 | 390,000人 |
| | | 現代湯治による宿泊者数 | 13,000人 | 30,000人 |
| | | 外国人宿泊者数 | 1,200人 | 5,000人 |
| | ②農林業の振興 | 認定農業者数 | 16人 | 20人 |
| | | 農業生産法人数 | 2法人 | 3法人 |
| | | 集落営農組織数 | 6集落 | 10集落 |
| | | 間伐面積 | — | 450ha |
| | ③商工業の振興 | 町内事業所数（商業） | 70社 | 75社 |
| | | 町内事業所数（工業） | 11社 | 11社 |
| | ④雇用対策の推進 | 事業所従業者数（商業） | 327人 | 400人 |
| | | 事業所従業者数（工業） | 255人 | 300人 |
| 【第2章】 皆が“安全で安心して 暮らす”町 ・子育ての支援 ・教育の充実 ・健康、福祉の充実 ・安全な生活環境 ・生活基盤の維持 ・新規居住者の受け入れ | ①子ども支援の充実 | ファミリー・サポート・センター会員数 | 5人 | 100人 |
| | | 出生率の増加（千人当り） | 8.4人 | 9.0人 |
| | ②教育の充実 | 児童生徒の学校生活満足度 | 88% | 100% |
| | | 青少年ボランティア団体 | 1団体18人 | 2団体40人 |
| | ④健康づくりの推進 | 健康づくりリーダーの育成 | 22人 | 65人 |
| | | 特定健診受診率 | 31% | 65% |
| | ⑤障がい者支援の充実 | 地域生活支援センターの設置 | 1箇所 | 2箇所 |
| | | 認知症サポーター数 | 232人 | 1,000人 |
| | ⑥高齢者支援の充実 | 二次予防事業対象者数 | 38人 | 70人 |
| | | 地域福祉ボランティア会員数 | 321人 | 400人 |
| | ⑦地域福祉の充実 | 愛の輪訪問員 | 50人 | 100人 |
| | | 火災件数 | 2件 | 0件 |
| | ⑧消防、防災の充実 | 火災警報器の設置率 | 86.8% | 100% |
| | | 交通事故件数 | 9件 | 0件 |
| | ⑨防犯、消費者、 交通安全対策の充実 | 交通死亡事故件数 | 2件 | 0件 |
| | | 刑法犯認知件数（1万人当り） | 70.5件 | 50件 |
| | ⑩道路、交通網の充実 | 町道改良率 | 60.2% | 61.0% |
| | | 町道舗装率 | 84.3% | 85.0% |

| 基本目標と政策 | 政策実現のための施策 | 施 策 目 標 | | |
|--|---------------|-----------------|-------------|-------------|
| | | 施策項目 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 |
| 【第 2 章】 続き 皆が “主役で地域を 大切にする” 町 ・生涯全員参加の場づくり ・芸能、文化、スポーツの振興 ・集客、交流の拡大 ・自然環境の保全と活用 | ⑪公共交通の確保 | 路線バス運行路線便数 | 18 系統 76 便 | 18 系統 76 便 |
| | ⑫上・下水道の安定確保 | 上水道管路の耐震化率 | 1% | 5% |
| | | 下水道施設接続率 | 93% | 95% |
| | | 集落排水施設接続率 | 87% | 90% |
| | ⑬定住の促進、住環境の整備 | 社会動態増減数 | △72 人 | 0 人 |
| | | 町営住宅戸数 | 88 戸 | 88 戸 |
| | | 町営住宅の入居率 | 94.3% | 100% |
| | ①活力ある地域づくりの推進 | 地域協議会活動拠点施設 | 6 施設 | 6 施設 |
| | ②協働の町づくりの推進 | 地域・集落協働活性化事業 | 0 団体 | 6 团体 |
| | ③人権の尊重 | NPO を含む町づくり団体数 | 46 团体 | 51 团体 |
| 【第 3 章】 “連携による 効率的な” 町 | ④男女共同参画社会の実現 | 部落学級への参加者数 | 650 人 | 1,000 人 |
| | ⑤生涯学習の推進 | 町民人権集会への参加者数 | 250 人 | 400 人 |
| | | 各種委員の男女割合 | 12% | 40% |
| | ⑥スポーツ活動の推進 | 生涯学習講座の開催回数 | 14 回 | 20 回 |
| | | みまさ図書館貸出冊数 | 120,000 冊 | 130,000 冊 |
| | | 町体育行事への参加者数 | 2,000 人 | 2,500 人 |
| | | 社会体育施設の利用人数 | 23,000 人 | 25,000 人 |
| | ⑦-1 文化的振興 | 町民運動会開催回数 | 0 回 | 1 回 |
| | ⑦-2 文化財の保護、活用 | 文化サークル団体、加入者数 | 23 団体 250 人 | 23 団体 300 人 |
| | ⑧国際化、交流活動の推進 | 町総合文化ホール利用者数 | 43,000 人 | 45,000 人 |
| 【第 4 章】 “連携による 効率的な” 町 | ⑨環境保全、資源の活用 | 町、県、国文化財数 | 55 件 | 73 件 |
| | | 国際交流員、外国語指導助手人数 | 2 人 | 2 人 |
| | | 国際交流人口 | 1,000 人 | 1,500 人 |
| | ①情報化の推進 | ごみ年間総処理量（千人当たり） | 300 t | 250 t |
| | ②計画的な自治体経営の推進 | 一般廃棄物リサイクル率 | 27% | 35% |
| | ③広域連携の推進 | 携帯端末情報提供システム | 0 システム | 5 システム |
| | | 職員数の削減 | 103 人 | 96 人 |
| | | 定住自立圏構想協定実施項目 | 0 項目 | 10 項目 |

資料編

第10次三朝町総合計画

- ・統計資料
- ・諮詢、答申文
- ・三朝町総合計画審議会委員名簿

三朝町集落別人口の推移

【資料：国勢調査】

| 集落名 | 昭和30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中津 | 172 | 164 | 155 | 117 | 56 | 39 | 25 | 21 | 16 | 12 | 7 |
| 神倉 | 427 | 347 | 288 | 214 | 184 | 154 | 138 | 135 | 129 | 106 | 94 |
| 東小鹿 | 297 | 300 | 260 | 232 | 209 | 196 | 194 | 188 | 164 | 130 | 111 |
| 西小鹿 | 281 | 281 | 257 | 227 | 213 | 197 | 185 | 177 | 175 | 165 | 153 |
| 岩本 | 39 | 40 | 32 | 27 | 24 | 27 | 26 | 26 | 24 | 23 | 20 |
| 高橋 | 133 | 115 | 106 | 103 | 106 | 87 | 73 | 73 | 73 | 69 | 73 |
| 井土 | 85 | 76 | 67 | 60 | 60 | 50 | 54 | 45 | 45 | 44 | 43 |
| 波伯山 | 41 | 39 | 37 | 41 | 30 | 25 | 28 | 31 | 30 | 30 | 25 |
| 吉田 | 243 | 225 | 207 | 182 | 182 | 191 | 181 | 168 | 152 | 148 | 140 |
| 俵原 | 64 | 53 | 48 | 40 | 38 | 31 | 31 | 28 | 16 | 12 | 8 |
| 成・吉原 | 181 | 171 | 132 | 96 | 91 | 78 | 69 | 65 | 50 | 38 | 24 |
| 合谷・三徳 | 121 | 132 | 126 | 106 | 97 | 103 | 96 | 91 | 81 | 64 | 62 |
| 坂本 | 508 | 446 | 381 | 337 | 317 | 316 | 303 | 307 | 265 | 244 | 223 |
| 片柴 | 499 | 481 | 422 | 385 | 348 | 352 | 350 | 330 | 316 | 297 | 265 |
| 余戸 | 191 | 173 | 148 | 141 | 160 | 118 | 126 | 128 | 126 | 112 | 108 |
| 桜ヶ丘 | | | | | | 68 | 108 | 109 | 97 | 97 | 113 |
| 砂原 | 122 | 123 | 125 | 123 | 126 | 150 | 175 | 164 | 161 | 229 | 233 |
| 三朝 | 1,181 | 1,315 | 1,343 | 1,252 | 1,274 | 1,056 | 994 | 904 | 828 | 680 | 646 |
| 山田 | 675 | 797 | 853 | 1,010 | 1,003 | 876 | 853 | 785 | 709 | 586 | 598 |
| 横手 | 102 | 90 | 173 | 213 | 218 | 198 | 198 | 181 | 247 | 246 | 237 |
| 大瀬 | 354 | 356 | 335 | 346 | 462 | 696 | 880 | 923 | 995 | 1,026 | 1,032 |
| 徳本 | | | | | | 114 | 119 | 131 | 118 | 97 | 97 |
| 恋谷 | | | | | | 152 | 162 | 167 | 134 | 163 | 120 |
| 鉛山 | 80 | 77 | 35 | 35 | 18 | 14 | 13 | 13 | 11 | 10 | 8 |
| 柿谷 | 106 | 90 | 73 | 52 | 40 | 31 | 24 | 19 | 17 | 17 | 12 |
| 実光 | 100 | 72 | 57 | 43 | 42 | 41 | 41 | 37 | 34 | 33 | 20 |
| 太郎田 | 58 | 53 | 37 | 27 | 26 | 31 | 20 | 21 | 19 | 16 | 17 |
| 福吉 | 79 | 73 | 67 | 58 | 54 | 41 | 38 | 31 | 26 | 25 | 16 |
| 小河内 | 247 | 230 | 222 | 198 | 179 | 171 | 153 | 148 | 156 | 140 | 136 |
| 笏賀 | 82 | 79 | 74 | 65 | 56 | 52 | 41 | 38 | 33 | 26 | 27 |
| 福田 | 94 | 90 | 80 | 69 | 62 | 60 | 61 | 56 | 46 | 46 | 39 |
| 下谷 | 147 | 149 | 139 | 116 | 87 | 75 | 76 | 74 | 79 | 68 | 60 |
| 吉尾 | 106 | 104 | 86 | 83 | 76 | 76 | 81 | 77 | 78 | 71 | 68 |
| 鎌田 | 239 | 231 | 196 | 167 | 166 | 168 | 170 | 180 | 169 | 160 | 134 |
| 森 | 177 | 164 | 138 | 120 | 132 | 125 | 113 | 115 | 110 | 131 | 142 |
| 天神 | | | | | | | | 96 | 124 | 176 | 178 |
| 本泉 | 369 | 358 | 359 | 335 | 346 | 364 | 427 | 434 | 452 | 470 | 446 |
| 今泉 | 135 | 128 | 118 | 107 | 99 | 115 | 132 | 143 | 147 | 135 | 134 |
| 若宮 | 249 | 210 | 190 | 168 | 175 | 197 | 197 | 167 | 179 | 173 | 175 |
| 湯谷 | 138 | 135 | 119 | 106 | 103 | 105 | 104 | 96 | 78 | 87 | 86 |
| 牧 | 255 | 224 | 193 | 171 | 168 | 175 | 180 | 211 | 197 | 226 | 258 |
| 赤松 | 137 | 126 | 109 | 96 | 91 | 96 | 99 | 90 | 83 | 72 | 66 |
| 大柿 | 84 | 76 | 72 | 60 | 68 | 66 | 61 | 60 | 60 | 55 | 52 |
| 恩地 | 120 | 115 | 103 | 86 | 77 | 72 | 64 | 59 | 61 | 60 | 52 |
| 助谷 | 259 | 234 | 200 | 178 | 170 | 166 | 156 | 168 | 155 | 143 | 131 |
| 久原 | 213 | 194 | 170 | 147 | 143 | 145 | 136 | 127 | 119 | 100 | 81 |
| 曹源寺 | 206 | 181 | 165 | 159 | 143 | 145 | 137 | 135 | 131 | 136 | 132 |
| 木地山 | 216 | 256 | 202 | 152 | 135 | 127 | 120 | 118 | 85 | 76 | 56 |
| 加谷 | 225 | 217 | 195 | 168 | 146 | 145 | 144 | 143 | 134 | 121 | 109 |
| 穴鴨 | 432 | 381 | 332 | 292 | 269 | 254 | 276 | 257 | 257 | 227 | 178 |
| 大谷 | 146 | 132 | 98 | 71 | 59 | 43 | 44 | 37 | 37 | 30 | 24 |
| 三軒屋 | 126 | 116 | 91 | 84 | 70 | 50 | 49 | 42 | 34 | 31 | 30 |
| 田代 | 149 | 130 | 103 | 90 | 65 | 42 | 47 | 46 | 36 | 26 | 22 |
| 下畠 | 123 | 114 | 100 | 85 | 74 | 64 | 78 | 72 | 62 | 49 | 41 |
| 下西谷 | 196 | 193 | 150 | 126 | 109 | 122 | 109 | 107 | 93 | 82 | 78 |
| 上西谷 | 100 | 96 | 94 | 80 | 56 | 53 | 54 | 54 | 54 | 45 | 42 |
| 福本 | 123 | 96 | 54 | 41 | 29 | 22 | 28 | 20 | 19 | 13 | 10 |
| 福山 | 140 | 103 | 89 | 70 | 54 | 44 | 39 | 32 | 30 | 27 | 17 |
| 町合計 | 11,372 | 10,951 | 10,005 | 9,157 | 8,785 | 8,771 | 8,880 | 8,700 | 8,356 | 7,921 | 7,509 |

三朝町集落別世帯数の推移

【資料：国勢調査】

| 集落名 | 昭和30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中津 | 34 | 32 | 36 | 30 | 20 | 16 | 12 | 9 | 8 | 6 | 6 |
| 神倉 | 66 | 67 | 65 | 53 | 48 | 42 | 40 | 37 | 38 | 35 | 32 |
| 東小鹿 | 53 | 53 | 51 | 49 | 48 | 45 | 46 | 44 | 41 | 35 | 34 |
| 西小鹿 | 50 | 50 | 50 | 48 | 46 | 44 | 41 | 38 | 38 | 38 | 36 |
| 岩本 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 高橋 | 24 | 21 | 21 | 22 | 23 | 21 | 20 | 19 | 19 | 17 | 22 |
| 井土 | 14 | 13 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| 波伯山 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 吉田 | 47 | 45 | 46 | 43 | 46 | 46 | 43 | 43 | 44 | 42 | 43 |
| 俵原 | 12 | 12 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 5 |
| 成・吉原 | 30 | 32 | 31 | 29 | 27 | 24 | 21 | 20 | 18 | 17 | 14 |
| 合谷・三徳 | 21 | 23 | 22 | 24 | 22 | 22 | 21 | 19 | 18 | 18 | 19 |
| 坂本 | 91 | 85 | 83 | 81 | 80 | 79 | 78 | 77 | 73 | 70 | 70 |
| 片柴 | 106 | 103 | 99 | 99 | 92 | 91 | 90 | 88 | 88 | 86 | 83 |
| 余戸 | 33 | 31 | 29 | 31 | 42 | 32 | 33 | 33 | 32 | 30 | 28 |
| 桜ヶ丘 | | | | | | 19 | 27 | 30 | 27 | 29 | 32 |
| 砂原 | 28 | 30 | 34 | 34 | 37 | 43 | 51 | 48 | 48 | 74 | 77 |
| 三朝 | 257 | 290 | 351 | 402 | 432 | 405 | 389 | 375 | 369 | 300 | 310 |
| 山田 | 122 | 155 | 206 | 282 | 275 | 291 | 295 | 288 | 273 | 250 | 257 |
| 横手 | 18 | 18 | 50 | 65 | 69 | 70 | 62 | 58 | 59 | 58 | 55 |
| 大瀬 | 63 | 69 | 72 | 85 | 129 | 197 | 234 | 268 | 289 | 336 | 334 |
| 徳本 | | | | | | 32 | 35 | 40 | 41 | 39 | 38 |
| 恋谷 | | | | | | 56 | 57 | 63 | 60 | 75 | 52 |
| 鉛山 | 16 | 16 | 7 | 10 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| 柿谷 | 18 | 18 | 17 | 15 | 12 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 実光 | 17 | 13 | 13 | 13 | 13 | 12 | 12 | 10 | 10 | 10 | 7 |
| 太郎田 | 9 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 福吉 | 14 | 14 | 14 | 14 | 13 | 13 | 12 | 10 | 10 | 9 | 7 |
| 小河内 | 44 | 44 | 43 | 40 | 39 | 38 | 38 | 38 | 38 | 36 | 36 |
| 笏賀 | 15 | 14 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| 福田 | 18 | 19 | 18 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 15 | 14 | 14 |
| 下谷 | 29 | 29 | 27 | 27 | 25 | 25 | 24 | 24 | 26 | 23 | 23 |
| 吉尾 | 19 | 18 | 18 | 18 | 17 | 16 | 16 | 15 | 15 | 15 | 16 |
| 鎌田 | 42 | 42 | 42 | 42 | 40 | 40 | 39 | 38 | 36 | 36 | 39 |
| 森 | 29 | 30 | 31 | 28 | 30 | 33 | 33 | 36 | 35 | 40 | 47 |
| 天神 | | | | | | | | 30 | 41 | 55 | 58 |
| 本泉 | 68 | 72 | 75 | 83 | 89 | 95 | 107 | 107 | 117 | 128 | 123 |
| 今泉 | 24 | 24 | 22 | 24 | 23 | 25 | 28 | 29 | 33 | 32 | 31 |
| 若宮 | 49 | 46 | 41 | 43 | 49 | 53 | 55 | 51 | 49 | 45 | 46 |
| 湯谷 | 31 | 29 | 30 | 27 | 26 | 27 | 25 | 25 | 23 | 24 | 24 |
| 牧 | 49 | 46 | 46 | 44 | 44 | 45 | 45 | 54 | 51 | 60 | 77 |
| 赤松 | 21 | 21 | 21 | 20 | 21 | 21 | 20 | 20 | 21 | 20 | 21 |
| 大柿 | 17 | 16 | 15 | 15 | 16 | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 | 20 |
| 恩地 | 20 | 21 | 21 | 20 | 19 | 18 | 18 | 17 | 18 | 18 | 16 |
| 助谷 | 48 | 47 | 44 | 42 | 41 | 40 | 39 | 39 | 38 | 37 | 35 |
| 久原 | 37 | 36 | 36 | 33 | 34 | 34 | 33 | 33 | 32 | 31 | 26 |
| 曹源寺 | 40 | 40 | 38 | 38 | 36 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 34 |
| 木地山 | 39 | 52 | 46 | 41 | 39 | 35 | 32 | 30 | 28 | 29 | 23 |
| 加谷 | 39 | 40 | 40 | 39 | 37 | 36 | 35 | 35 | 36 | 34 | 31 |
| 穴鴨 | 88 | 78 | 78 | 74 | 67 | 66 | 68 | 68 | 70 | 68 | 63 |
| 大谷 | 25 | 28 | 22 | 21 | 20 | 17 | 19 | 19 | 18 | 17 | 13 |
| 三軒屋 | 20 | 21 | 21 | 22 | 21 | 18 | 18 | 17 | 14 | 15 | 14 |
| 田代 | 27 | 25 | 25 | 23 | 19 | 13 | 14 | 15 | 14 | 12 | 12 |
| 下畠 | 22 | 24 | 21 | 21 | 20 | 18 | 18 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| 下西谷 | 40 | 40 | 36 | 33 | 30 | 33 | 32 | 32 | 32 | 30 | 28 |
| 上西谷 | 19 | 19 | 19 | 19 | 17 | 14 | 12 | 12 | 13 | 13 | 11 |
| 福本 | 24 | 18 | 12 | 11 | 9 | 9 | 7 | 7 | 7 | 6 | 5 |
| 福山 | 24 | 18 | 17 | 18 | 13 | 12 | 13 | 11 | 12 | 10 | 7 |
| 町合計 | 2,125 | 2,169 | 2,259 | 2,367 | 2,390 | 2,517 | 2,543 | 2,568 | 2,566 | 2,549 | 2,517 |

三朝町の人口動態

【資料：住民基本台帳年報】

| 5年おきの動態 | 昭和30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 |
|---------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|
| 自然動態 | 出生 | 197 | 169 | 117 | 95 | 104 | 101 | 89 | 87 | 68 | 68 |
| | 死亡 | 90 | 127 | 157 | 98 | 91 | 95 | 81 | 78 | 89 | 96 |
| | 増減 | 107 | 42 | △ 40 | △ 3 | 13 | 6 | 8 | 9 | △ 21 | △ 28 |
| 社会動態 | 転入 | 187 | 318 | 335 | 423 | 315 | 321 | 286 | 294 | 308 | 263 |
| | 転出 | 210 | 412 | 556 | 542 | 438 | 359 | 143 | 336 | 290 | 285 |
| | 増減 | △ 23 | △ 94 | △ 221 | △ 119 | △ 123 | △ 38 | 143 | △ 42 | 18 | △ 22 |
| 合計 | | 84 | △ 52 | △ 261 | △ 122 | △ 110 | △ 32 | 151 | △ 33 | △ 3 | △ 50 |
| | | | | | | | | | | | △ 118 |

三朝町の人口動態（過去20年の推移）

【資料：住民基本台帳年報】

| 過去20年間の動態 | 平成2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 合計 |
|-----------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 自然動態 | 出生 | 87 | 79 | 68 | 80 | 67 | 68 | 50 | 60 | 62 | 46 |
| | 死亡 | 78 | 111 | 96 | 103 | 106 | 89 | 103 | 85 | 83 | 120 |
| | 増減 | 9 | △ 32 | △ 28 | △ 23 | △ 39 | △ 21 | △ 53 | △ 25 | △ 21 | △ 74 |
| 社会動態 | 転入 | 294 | 260 | 265 | 277 | 342 | 308 | 317 | 279 | 298 | 251 |
| | 転出 | 336 | 389 | 321 | 286 | 332 | 290 | 321 | 311 | 275 | 284 |
| | 増減 | △ 42 | △ 129 | △ 56 | △ 9 | 10 | 18 | △ 4 | △ 32 | 23 | △ 33 |
| 合計 | △ 33 | △ 161 | △ 84 | △ 32 | △ 29 | △ 3 | △ 57 | △ 57 | 2 | △ 107 | △ 561 |

| 過去10年間の動態 | 平成12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 合計 |
|-----------|-------|------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 自然動態 | 出生 | 68 | 51 | 60 | 61 | 56 | 59 | 63 | 53 | 57 | 53 |
| | 死亡 | 96 | 84 | 114 | 102 | 120 | 136 | 90 | 83 | 82 | 110 |
| | 増減 | △ 28 | △ 33 | △ 54 | △ 41 | △ 64 | △ 77 | △ 27 | △ 30 | △ 25 | △ 57 |
| 社会動態 | 転入 | 263 | 235 | 268 | 232 | 181 | 189 | 201 | 214 | 178 | 144 |
| | 転出 | 285 | 262 | 313 | 262 | 238 | 230 | 256 | 246 | 253 | 216 |
| | 増減 | △ 22 | △ 27 | △ 45 | △ 30 | △ 57 | △ 41 | △ 55 | △ 32 | △ 75 | △ 456 |
| 合計 | △ 50 | △ 60 | △ 99 | △ 71 | △ 121 | △ 118 | △ 82 | △ 62 | △ 100 | △ 129 | △ 892 |

三朝町の若年・老年化指数（再掲）

【資料：国勢調査、人口問題研究所資料】

| 5年おきの動態 | 昭和30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 11,372 | 10,951 | 10,005 | 9,157 | 8,785 | 8,771 | 8,880 | 8,700 | 8,356 | 7,921 | 7,509 |
| 15歳未満人口 | 3,561 | 3,317 | 2,667 | 2,021 | 1,655 | 1,608 | 1,665 | 1,582 | 1,322 | 1,060 | 910 |
| 65歳以上人口 | 979 | 1,042 | 1,118 | 1,236 | 1,378 | 1,456 | 1,592 | 1,829 | 2,076 | 2,304 | 2,314 |
| 若年人口割合 | 31.3 | 30.3 | 26.7 | 22.1 | 18.8 | 18.3 | 18.8 | 18.2 | 15.8 | 13.4 | 12.1 |
| 老年人口割合 | 8.6 | 9.5 | 11.2 | 13.5 | 15.7 | 16.6 | 17.9 | 21.0 | 24.8 | 28.9 | 30.8 |

| 5年おきの動態（推計） | 平成22年 | 27年 | 32年 | 37年 | 42年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 7,068 | 6,631 | 6,175 | 5,741 | 5,335 |
| 15歳未満人口 | 797 | 708 | 610 | 535 | 481 |
| 65歳以上人口 | 2,221 | 2,290 | 2,296 | 2,246 | 2,155 |
| 若年人口割合 | 11.3 | 10.7 | 9.9 | 9.3 | 9.0 |
| 老年人口割合 | 31.4 | 34.5 | 37.2 | 39.1 | 40.4 |

- ・ 平成22年以降は人口問題研究所資料により推計
- ・ 若年人口割合＝15歳未満人口÷総人口×100
- ・ 老年人口割合＝65歳以上人口÷総人口×100

三朝町の将来人口予測（男女別・5歳階級別人口）

| 年齢階層 | 男 性 | | | | | | 女 性 | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H17 | H22 | H27 | H32 | H37 | H42 | H17 | H22 | H27 | H32 | H37 | H42 |
| 0～4歳 | 135 | 118 | 99 | 89 | 81 | 72 | 134 | 112 | 94 | 84 | 76 | 68 |
| 5～9歳 | 156 | 136 | 120 | 100 | 90 | 82 | 124 | 137 | 114 | 95 | 86 | 78 |
| 10～14歳 | 188 | 162 | 141 | 124 | 104 | 94 | 173 | 131 | 141 | 117 | 98 | 89 |
| 15～19歳 | 186 | 162 | 143 | 124 | 109 | 91 | 178 | 143 | 112 | 120 | 100 | 84 |
| 20～24歳 | 146 | 138 | 128 | 112 | 97 | 85 | 144 | 135 | 115 | 90 | 97 | 80 |
| 25～29歳 | 213 | 169 | 154 | 143 | 126 | 110 | 166 | 140 | 135 | 115 | 90 | 97 |
| 30～34歳 | 191 | 208 | 166 | 152 | 141 | 124 | 186 | 177 | 149 | 143 | 122 | 97 |
| 35～39歳 | 157 | 197 | 212 | 170 | 156 | 144 | 164 | 176 | 169 | 143 | 137 | 117 |
| 40～44歳 | 197 | 149 | 189 | 203 | 163 | 149 | 213 | 164 | 176 | 170 | 143 | 137 |
| 45～49歳 | 255 | 193 | 146 | 186 | 200 | 160 | 238 | 221 | 172 | 185 | 177 | 149 |
| 50～54歳 | 286 | 255 | 194 | 148 | 187 | 201 | 295 | 241 | 224 | 175 | 189 | 180 |
| 55～59歳 | 326 | 288 | 254 | 196 | 152 | 192 | 307 | 293 | 239 | 222 | 174 | 188 |
| 60～64歳 | 204 | 311 | 275 | 244 | 188 | 147 | 233 | 292 | 281 | 230 | 213 | 167 |
| 65～69歳 | 216 | 200 | 301 | 266 | 237 | 185 | 261 | 211 | 269 | 259 | 212 | 197 |
| 70～74歳 | 262 | 200 | 187 | 281 | 250 | 223 | 350 | 243 | 198 | 254 | 244 | 201 |
| 75～79歳 | 236 | 229 | 178 | 169 | 254 | 226 | 275 | 317 | 223 | 182 | 234 | 225 |
| 80～84歳 | 126 | 170 | 170 | 134 | 128 | 197 | 252 | 237 | 278 | 196 | 161 | 209 |
| 85歳以上 | 67 | 75 | 105 | 119 | 109 | 104 | 269 | 337 | 381 | 436 | 418 | 388 |
| 計 | 3,547 | 3,709 | 3,162 | 2,959 | 2,770 | 2,584 | 3,962 | 3,709 | 3,470 | 3,216 | 2,971 | 2,750 |

| 年齢階層 | 合 計 | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H17 | H22 | H27 | H32 | H37 | H42 |
| 0～4歳 | 269 | 230 | 193 | 174 | 157 | 140 |
| 5～9歳 | 280 | 274 | 233 | 195 | 176 | 159 |
| 10～14歳 | 361 | 293 | 282 | 241 | 202 | 182 |
| 15～19歳 | 364 | 304 | 254 | 244 | 209 | 175 |
| 20～24歳 | 290 | 273 | 243 | 202 | 194 | 166 |
| 25～29歳 | 379 | 309 | 289 | 258 | 216 | 207 |
| 30～34歳 | 377 | 385 | 315 | 295 | 263 | 221 |
| 35～39歳 | 321 | 373 | 381 | 312 | 293 | 261 |
| 40～44歳 | 410 | 313 | 365 | 373 | 306 | 286 |
| 45～49歳 | 493 | 415 | 318 | 370 | 377 | 310 |
| 50～54歳 | 581 | 496 | 417 | 323 | 376 | 380 |
| 55～59歳 | 633 | 580 | 494 | 418 | 327 | 380 |
| 60～64歳 | 437 | 603 | 555 | 473 | 401 | 314 |
| 65～69歳 | 477 | 411 | 570 | 525 | 449 | 382 |
| 70～74歳 | 612 | 444 | 385 | 535 | 494 | 423 |
| 75～79歳 | 511 | 546 | 400 | 350 | 488 | 451 |
| 80～84歳 | 378 | 408 | 448 | 330 | 289 | 406 |
| 85歳以上 | 336 | 412 | 486 | 555 | 527 | 493 |
| 計 | 7,509 | 7,068 | 6,631 | 6,175 | 5,741 | 5,335 |

| | | | | | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 総人口指数 | 100.0 | 94.1 | 88.3 | 82.2 | 76.5 | 71.0 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|

※ 資料は国立社会保障・人口問題研究所 「市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」

※ 平成17年度データは国勢調査結果。人口の流入・流出は現状数値で推計。

諮詢問

三朝町総合計画審議会 様

三朝町の将来を見通した長期的視点に立ち、町の特性を生かしながら、魅力的な町づくりを進めるため、その指針として平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を見通す長期構想と、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とする基本計画を内容とする新しい総合計画を策定したいので、調査、審議くださいますよう諮詢いたします。

平成 22 年 9 月 28 日

三朝町長 吉田秀光

答申

平成 23 年 2 月 23 日

三朝町長 吉田秀光様

三朝町総合計画審議会
会長 谷本圭志

平成 22 年 9 月 28 日に諮問を受けた総合計画について、「第 10 次三朝町総合計画」として取りまとめたので答申します。

三朝町では昭和 46 年に第 3 次三朝町総合計画を策定して以来、7 次にわたる総合計画を策定し、着実に町づくりを進めてこられました。

これまでの総合計画は、行政需要が増大し多様化していくなかで、人口の増加と公共サービスの拡大を基調とするものでしたが、三朝町を取り巻く状況は大きく変貌しています。経済成長が鈍化する一方で、少子・高齢化は進み、社会問題の多様化と複雑化に伴う新たな公共サービスが求められています。

諮問を受けた第 10 次三朝町総合計画では、このような状況を踏まえ、“挑戦・共生・自立の町”を実現することにより、地域の特性をいかした町づくりを進めていくことを目標としており、これから町づくりの指針として相応しいと思われます。

答申にあたっては、特に留意されたい事項として下記のとおり意見を付記いたしますので、今後とも町民皆さんの理解と協力を得ながら、計画の目指す将来像である「心豊かで“キラリ”と光る町」の実現に向けて取り組まれるよう望みます。

記

1. 総合計画の実現に向けては、全ての町民の理解と協力、積極的な参画が不可欠です。
その内容を積極的に知らせるとともに、あらゆる分野にわたって協働による取り組みを展開してください。
2. 全ての町民が、誇りをもって活躍できる町となるよう、人材や地域資源の発掘と活用に取り組み、三朝町の魅力をいかした町づくりを進めてください。
3. 全ての町民が、安全で安心して暮らす町となるよう、町民一人ひとりが大切にされ、地域に愛着を持って生活ができる町づくりを進めてください。
4. 全ての町民が、主役で地域を大切にする町となるよう、町民がそれぞれの能力を發揮し、より質の高い地域になるような町づくりを進めてください。
5. 総合計画の具体化に向けては、三朝町ならではの地域資源を活用していきながら、時代に即応した柔軟な行政施策の展開と行財政の運営に努めてください。

三朝町総合計画審議会 委員名簿

| 審議会条例による区分 | | 役職名 | 氏 名 | 備 考 | |
|--------------------|------------------|-----------|-------|--------|--|
| 1 町議会の議員 | | 産業民生常任委員長 | 福田 茂樹 | | |
| | | 総務教育常任委員長 | 清水 成眞 | | |
| 3 教育委員会の委員 | | 委員長 | 山本 邦彦 | | |
| 4 農業委員会の委員 | | 会長 | 安藤 雅啓 | | |
| 公共的団体 | 5 三朝温泉観光協会 | 副会長 | 新藤 祐一 | | |
| | 6 三朝温泉旅館協同組合 | 組合長 | 岩崎 元孝 | | |
| | 7 三朝町商工会 | 会長 | 松原 弘文 | | |
| | 8 鳥取中央農業協同組合三朝支所 | 支所長 | 森嶋 誠美 | | |
| | 9 鳥取県中部森林組合 | 代表理事組合長 | 森下 洋一 | 審議会副会長 | |
| | 10 三朝町社会福祉協議会 | 会長 | 鳥羽 正芳 | | |
| 知識経験を有する者 | | 部門等 | 氏 名 | 備 考 | |
| 11 鳥取大学大学院 | | 学識 | 谷本 圭志 | 審議会会長 | |
| 12 地域協議会 | | 地域 | 清水 光雄 | | |
| 13 三朝町男女共同参画審議会 | | 社会 | 野口 裕子 | | |
| 14 旅館組合 おかみの集い | | 観光 | 大橋 久枝 | | |
| 15 三朝町商工会女性部 | | 商業 | 高野美千代 | | |
| 16 鳥取中央女性会三朝支部 | | 産業 | 中尾 管子 | | |
| 17 認定農業者協議会 | | 農業 | 米原 健二 | | |
| 18 三朝中学校 | | 教育 | 福嶋千寿子 | | |
| 19 主任児童委員 | | 福祉 | 山田 昌子 | | |
| 20 三徳山行者太鼓保存会「えん太」 | | 文化 | 山内 有二 | | |